



第八部選出		豫算委員 星島 二郎君（立川平君補 伊藤皆次郎君 シ 闕）	
畜產組合法中改正法律案（高田耘平君外 四名提出）委員	鈴木 正吾君	龜井貢一郎君	貝谷 真孜君 高野 喜六君
兵役法中改正法律案（政府提出、貴族院 送付）委員	小池 仁郎君	藤井 啓一君	一昨十五日委員長及理事五選ノ結果左ノ如 シ
委員長	宮脇 長吉君	原 吉郎君	畜產組合法中改正法律案（高田耘平君外 四名提出）委員
理事	山口 忠五郎君	山口 忠五郎君	借地借家調停法中改正法律案（藤田若水 君外四名提出）外六件委員
委員長	森田 政義君	高野 喜六君	衛生組合法案（田中祐四郎君外二名提出） 外四件委員
理事	山口 忠五郎君	貝谷 真孜君	辭任丸山 浪彌君 補闕福田 虎龜君 度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出） 外二件委員
委員長	本田 義成君	三善 信房君 手代木隆吉君 ノ如シ	一昨十五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如 シ
理事	本田 義成君	君外四名提出）外六件委員	借地借家調停法中改正法律案（藤田若水 君外四名提出）君去十四日委員辭任ニ付其ノ 補闕
第六部選出	豫算委員 中村 繼男君（野中徹也君 シ 補闕）	高野 喜六君	一昨十五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如 シ
第八部選出	豫算委員 中谷 貞賴君（生田和平君 シ 補闕）	高野 喜六君	畜產組合法中改正法律案（高田耘平君外 四名提出）委員

治安維持法中改正法律案(政府提出)外一件委員  
辭任小島 智善君 楠瀬西村 茂生君  
借地借家調停法中改正法律案(藤田若水  
畜産組合法中改正法律案(高田耘平君外  
四名提出)委員  
辭任飯村 五郎君 補闕小池 四郎君  
米穀自治管理法案(政府提出)外二件委員  
辭任中 玄歲男君 補闕堤 康次郎君  
○議長(濱田國松君) 是ヨリ會議ヲ開キマ  
ス、植原悅一郎君ヨリ、第一回議會以來繼  
續シテ本院ニ議席ヲ保有サレテ居リマス  
尾崎行雄君ノ功勞表彰ニ關シ發言ヲ求メラ  
レテ居リマス、之ヲ許可致シマス——植原  
悦一郎君  
〔拍手起ル〕  
〔植原悅一郎君登壇〕  
○植原悅一郎君 私ハ茲ニ諸君ノ御許ヲ得  
テ、本院ニ於ケル各黨各派ノ議員一同ヲ代  
表致シマシテ、議員尾崎行雄君ガ第一回帝  
國議會以來憲政ノ爲め盡瘁セラレタル功勞  
ニ對シ、院議ヲ以テ表彰シ、其文案ノ起草  
ハ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シタイト  
存ジマス(拍手)  
尾崎君ハ、夙ニ經世ノ志ヲ懷カレ、少壯  
ヨリ國事ニ奔走セラレタノデアリマス、即  
チ民選議院開設ノ議起ルヤ、奮然蹶起、身  
ヲ操觚界ニ投ジ、健筆ヲ揮ッテ民權自由ノ大  
義ヲ鼓吹シ、議會開設ノ爲メ國論ノ喚起ニ  
努メラレタノデアリマス、時ニ官僚藩閥政  
治家ノ威壓ニ遭遇シテ、幾多ノ艱苦辛酸ヲ  
嘗メラレタノデアリマス、然ルニ更ニ屈ス  
ル所ナク、毅然トシテ國民ノ指導ニ、其一  
身ヲ投ゼラレタノデアリマス、而シテ明治  
二十二年憲法發布セラレ、翌二十三年議會  
開設セラル、ヤ、同年七月第一回總選舉ニ  
本院議員ニ當選セラレマシテ、爾來十八回  
ノ總選舉ニ引續キ當選セラレ、今尙ホ議席  
ヲ保タレテ居ルノデアリマス、議員ノ職ニ  
在ラセラル、コト、實ニ四十三年ノ久シキ  
ニ至リ、其間恒ニ民意ノ暢達ヲ圖リ、憲政  
ノ爲ニ盡瘁セラレタル功勞ハ、洵ニ多トセ  
ネバナラヌ所デ、眞ニ憲政ノ先覺者ト申ス  
ベキデアリマス(拍手)今ヤ初期議會以來議  
席ヲ有セラル、者ハ、獨リ我ガ尾崎君アル  
ノミデアリマス(拍手)而シテ君ガ尙ホ議會  
政治ノ爲メ奮闘セラレテ居ルコトハ、洵ニ  
本院ニ於ケル異數ノ存在ト申スペキデアリ  
マス(拍手)唯一回ノ總選舉ニ於テサヘモ、  
國論ヲ指導シ、國民ノ代表者タルコトハ容  
易ノ事デハアリマセヌ、十八回ノ總選舉ニ  
於テ、引續キ當選セラル、ト云フガ如キコ  
トハ、尋常一樣ノ業デハナイノデアリマス  
(拍手)議員ニハ年金モナク、恩給モアリマ  
セヌ、而シテ尾崎君ノ如キハ眞ニ已ヲ空フシ、  
國事ニ專念シテ、社會民人ノ深キ信賴ヲ得  
ルニ非ザレバ、決シテ爲シ能フ所ノモノデハ  
アリマセヌ(拍手)隨テ君ノ國家的功績ハ實  
ニ偉大ナルモノト謂フベキデアリマス、同君

文部大臣ニ任ゼラレ、又大正三年ニハ司法大臣ニ任ゼラレマシタ、斯クテ前後二回臺閣ニ列シ、輔弼ノ重責ニモ膺ラレタノデアリマス、加之其間東京市長ニ就職セラレ、由來難治ノ稱アル帝都ノ市政ヲ、二任期ニ涉リ軼掌セラレタルハ、是亦異數トスル所ニアリマス(拍手)

尾崎君ノ國家ニ奉仕セラレタル功績ノ多ナルハ、以上概略述べマシタル通りデアリマスガ、私ガ茲ニ最モ強調セントスル所ノモノハ、四十三年一日ノ如ク本院議員トシテ其席ヲ保チ、時ニ或ハ藩閥全盛ノ時代ニ於テモ、政黨政治ノ爲メ萬丈ノ氣ヲ吐カレ、毎ニ民論ヲ指導シテ憲政ニ盡瘁セラレタル偉大ナル功勞デアリマス(拍手)之ニ對シ深甚ナル敬意ヲ表シ、之ヲ顯彰セントスルノハ、本院トシテ至當ノコトデアルト存ジマス(拍手)

明治大帝萬世不磨ノ大典ヲ宣布シ給ヒシヨリ、將ニ五十年ニ垂ントシ、皇威日ニ揚リ、國運月ニ榮エ、國民ノ福祉ハ年ト共ニ増進スルハ寔ニ慶賀ノ至リデアリマス、併ナガラ國家ノ前途尙ホ多難ナルモノアリ、益、憲政ノ爲ニ奮闘努力スベキデアリマス

此秋ニ當リ、吾等ノ尊敬スペキ清廉高潔ナル老政治家人、愈、健勝ニシテ多幸ナランコトヲ切望致シマス(拍手)終

トヲ祈ツテ已マヌ次第デアリマス(拍手)終リニ臨ミ尾崎君ニ對シ滿腔ノ敬意ヲ表スルト同時ニ、本案ニ對シ満場一致御賛成アランコトヲ切望致シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 只今植原悅一郎君ヨ

ス、植原君提出ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立リマス

リ提出セラレタル動議ニ付キ採決ヲ致シマス

ス、植原君提出ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立リマス

ルニ斯ノ如キ決議ヲ以テ表彰セラレタコトヲ希

外ヲ問ハズ、公平ニ御取調アランコトヲ希

望致シマス

同時ニ又公ノ場合ニ於テ、一つ遺憾ニ思

フコトハ、元來申ス迄モナク、立憲政治ノ用ハ、健全ナル政黨ト相俟ッテ、初メテ完カルベキ筈ノモノデアリマスガ故ニ(拍手)今

キ起立總員(拍手)仍テ本動議ハ表彰セラレル方ヲ除キ、全會一致可決致シマシタ、茲ニ議長ノ手許ニ於キマシテ起草致シタル表

彰文案ヲ朗讀致シマス

議員正三位勳一等尾崎行雄君帝國議會開設以來繼續シテ議席ヲ衆議院ニ保チ當選

十八回在職四十三年ニ及ヒ恒ニ民意ヲ體シテ公論ノ暢達ニ努ム真ニ憲政ノ先覺タリ衆議院ハ君カ積年ノ功勞ヲ多トシ特ニ

院議ヲ以テ之ヲ顯彰ス

(拍手起ル)

○議長(濱田國松君) 此文案ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ表彰文案ハ可決致シマシタ(拍手)此表彰方ハ議長ニ於テ取計ヒマス(拍手)此際尾崎君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス

(尾崎行雄君登壇)

〔拍手起ル〕

○尾崎行雄君 只今ノ御決議ニ對シテ謹デ

御挨拶ヲ致シマス、如何ニモ長ク當議場ニ

居リハ致シマシタケレドモ、何等勤勞ノ見

ンコトヲ切望致シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 只今植原悅一郎君ヨ

リニ堪ヘズ感ジテ居リマス〔ノー／＼〕然

切望スルノデアリマス(拍手)願クハ院ノ内

ルベキモノナキニ對シテハ、常ニ慚愧ノ至

ルコト、信ジ、又本員トシテモ特ニソレヲ

得ナカッタコトハ、實ニ議會ニ於ケル一日ノ

長者トシテ、私ハ諸君ニ對シテ申譯ナク感

ズルノデアリマス

〔ノー／＼〕遺憾ナガラ微力ノ致ス所、議

會及政黨ノ信用ノ段々低クナルコトヲ拯ヒ

ズルノデアリマス

併ナガラ之ニハ色々ナ原因ガアル、振返サ

テ見マスルト、如何ニモ一人二人ノ力デ救

ヘルモノデハナカツタラウカトモ思ヒマス、殊ニ議會ノ信用ノ段々地ニ墜チタト云フコトニ付テハ、政黨モ責任ガアル、全國人民モ責任ガアル、殊ニ行政部ニ立ツテ居ル所ノ人ハ、一層責任ガアルカト思ヒマス、元來我國ニ於テハ行政部ト立法部ガ權衡ヲ得テ居リマセヌ、世界何レノ優良ナル立憲國ヲ見テモ、斯ノ如ク不權衡ナル狀態ヲ、其儘坐視シテ居ルト云フ 場所ハ他ニナカラウカト信ズル(「ヒヤ／＼」拍手)極ク其近キ例ヲ申シマシテモ、例ヘバ只今議長及議員諸君ガ、宮中ニ於テ如何ナル席次ヲ有ツテ居ラレルカハ承知シマセヌ、私モ時々宮中ニハ出マスルケレドモ、僅カ一三年間行政部ニ居タト云フ爲ニ、只今御讀上ゲニナックタ通り、勳一等ト云フ資格ヲ有ツテ居リマスルガ故ニ、宮中デハ、私ハ議員トシテ列セズシテ、常ニ勳一等ノ位置デ列スル、隨テ議長其他ノ諸君ガ如何ナル待遇ヲ受ケテ居ルカヲ只今記憶シテ居リマセヌ、併シ立法部相當ナ待遇ハ與ヘラレテ居ラヌノデハナイカト心配ヲ致シマス(拍手)是等モ憲法實施五十年アタリノ機會ニ於テ、匡サナケレバナラヌコトダラウト思ヒマス、英吉利ノ例ヲ申シマスルト、議長ハ無論黨派ノ外ニ立ツテ、全院ノ議長デアル、決シテ一黨一派知レマセヌケレドモ、世間一般ノ待遇、宮中ノ待遇、我國トハ比較ニナラヌ、普通議長ノ席次ハ、總理大臣ト樞密院議長ヲ除イ

タ次ガ衆議院議長ノ英吉利全貴族ノ上席ヲ占ムルコトニ相成、  
テ居ル、一國ノ選良ノ府ノ議長タル者ハ、  
左モアツテ然ルベキコトデアラウト思フ、今  
日ハ外國ノ事例ト言ヘバ、事ノ善惡ニ拘ラ  
ズ排斥スルト云フヤウナ傾ガアリマスルケ  
レドモ、斯ノ如キヤリ方ハ、寧ロ外國ノ英  
吉利ノ方ガ合理的デアツテ、日本ガ之ヲ大層  
輕ク扱ツテ居ルノガ間違デハナイカト思フ  
ノデアリマス(拍手)斯ノ如クシテ行政部ト  
立法部ガ權衡ヲ得ナイ、歴史ニ遡ツテ見レバ  
無理ハゴザイマセヌ、薩長藩閥ノ連中ハ、  
立法府ノ信用ノ段々高マルコトヲ餘リ好マ  
ナカツタ、ソレニ使ハレテ居ル所ノ官僚輩ハ  
無論ノコト、何トカシテ之ヲ抑ヘルコトヲ、  
自分ノ立身出世ノ捷徑トスラ考ヘタ時代モ  
アツタノデアリマスカラ、ドウシテモ立法部  
及議會ノ信用ノ墜チタト云フコトヲ咎ムル  
ノ位置ノ陞ルコトノ邪魔ヲ百方致シマシタ、  
ト同時ニ、此不權衡ハ先づ行政部ノ人達モ  
注意シテ直サナケレバナラズ筈ノモノト思  
ヒマス(拍手)自分ノコトヲ申スハ甚ダ愧入  
リマスケレドモ、只今御決議ノ如ク、私ハ  
立法府ニ於テハ稍、上流ノ位置ヲ占メテ四十  
有餘年勤メタ、行政部ニ於テハ纔ニ伴食大  
臣トシテ僅カ二三年居タ、其伴食トシテ  
二三年居レバ正三位勳一等ノ資格ヲ與ヘラ  
レ(笑聲)此議院ニ於テ一流ノ仲間ニ入ッ  
テ四十餘年勤メタノデハ、マダ何等ノ  
國家カラハ待遇ヲモ享ケテ居リマセヌ(拍

手) 唯僅ニ氣紛レ同様ニ、時ノ内閣ガ發作  
的ニ勳章ナドヲ與ヘテ、懾カ議員ヲ長ク勤  
メタト云フ爲ニ勳三等ニ敍セラレタコトハ  
アルト思ヒマス、元來立法府ニ向シテ斯ノ如  
キ待遇ヲ興ヘルコトノ適否ハ問題デアリマ  
ス、初カラ勳章トカ位階トカ云フモノヲ與  
ヘズシテ、國民ノ選良ハ特別ノ表彰ノ仕方  
政部ト權衡ヲ得ナケレバナラヌ、行政部ニ  
伴食トシテ僅カ二三年居ツテ正三位勳一等  
ニナルナラバ、コチラニ四十餘年勤メタナ  
ラバ、ソレ以上ノモノヲ與ヘルノガ當然デ  
アル(拍手) ソレヲ行政部ノ者モ平氣デ居  
リ、世間一體モ頓著シナイト云フコトハ、  
如何ニ我國ニ於ケル憲法政治、即チ人民ノ  
輿論公議ニ重キヲ置クト云フ政治組織ガ、  
理解セラレテ居ラヌカト云フコトノ、一ツ  
ノ證據ニ確ニナルノデアリマス、若シ私ガ  
行政部ニ入ラズシテ、議員ダケデ居タナラ  
バ、多分勳三等デ終リ、死ンダナラバ高木  
正年君同様ニ、從五位カ正五位クライ贈ラ  
レタカモ知レマセヌ、ソレガ國家ノ議員ニ  
對スル認識ノ仕方デアル、之ヲ當然ト思フ  
人ハ、官尊民卑ノ弊風ニ飽マデ囚ハレタ人  
ヲ矯メナイ以上ハ、議會ノ信用及議員ヲシ  
テ自ラ重ンズルト云フ精神狀態ヲ起サセル  
コトハ元來無理デアリマス(拍手)

人ハ、陋巷ノ裡ニ在ツテモ一國ノ重キニ任ズルコトガ出来マスルケレドモ、普通ノ人間ハサウ云フ者デハゴザイマセヌ、國家ノ待遇ニ應ジテ、ソレ相當ノ考ヲ起スノガ普通ノ臣民デアル以上ハ、之ニ向ツテハ國家ハ相當ナ待遇ヲ與ヘナケレバナラヌト思フ、此事モ行政部ノ諸君ニ向ツテ、御挨拶ノ序ニ忠告ヲスルト同時ニ、立法部ノ諸君ニ於テモ始終是等ノコトニ注意シ、議長ニ於テハ院ノ事務官ナドヲ指揮シテ、常ニ是ルカト云フコトヲ調べテ、機會アル毎ニ議等ノ典例ヲ調べテ、有ユル諸外國ノ例、如何ニ取扱シテ居ルカ、日本ノ如何ニ不適當ナ長ノ地位ヲ陞セ、議員ノ地位ヲ昇セルト云フコトニ御努メニナルコトモ、矢張憲政擁護ノ一端ト心得テ居リマスル（拍手）

又政黨ガ今日ノ事態ニ陥ツタコトニ付テハ、責任ノ幾何カヲ負ハナケレバナラヌ所ノ私トシテハ、實ニ遺憾デハアリマスルガ、之ニ對シテハ可ナリ盡力ハ致シマシタ、政黨ガ信用ヲ失ヅタト云フコトハ内部ニ原因ガアル、即チ一言ニシテ言ヘバ、政黨方權力金力ヲ濫用シ過ぎタ、ソレヲ濫用スル爲ニ、權力金力ヲ得ル目的デ不當ナ手段ヲ執ツタ、是ガ内部ノ原因デアリマス、此權力金力ノ濫用ヲ自ラ戒メザル以上ハ、此原因ヲ除イテ、政黨ガ改善ノ途ニ就クコトハ出來マセヌ（拍手）之ヲ直ス爲ニ、私ハ内ニ於テ色々ナコトヲ致シマシタ、此議會ニ提出シタゞケデモ、黨費公表議案、或ハ又選舉入

費調べ方、黨勢擴張ノ爲ニ公共事業ヲ用フ  
ルコトヲ禁ズル法律案、色々ナコトヲヤッテ  
見マシタケレドモ、ドウモ思ハシク參リマ  
セヌ、又議長ノ職責ナドニ對シマシテモ、  
私ハ奥議長ヤ納谷議長ニ肉迫シテ、今ノヤ  
ウナヤリ方ハ行ケヌゾト云フコトヲ、極力  
忠告シタ揚句、遂ニ政黨以外ニ立ツタ議院  
ノ議長トナリ、ソレ迄ハ政黨ノ議長デアッタ  
ガ、議院ノ議長トナルト云フコトニナシタ  
ノデアリマスケレドモ、少シク怠ッテ居リマ  
スト、動モスレバ復タ後戻リラスルヤウデ  
アリマス、ソレ等ノコトモオ互ニ改メナケ  
レバナリマセヌ

元來議長ノ選舉ハ、英吉利邊リデハ取り  
合ハ致シマセヌ、讓り合ハ致シマス、何時  
デモ満場一致デ選ム、ソレハ多數黨、即チ  
其時ノ政府黨ガ少數黨、即チ反對黨ノ陣營  
ヲ物色シテ、議長ノ適任者ヲ探シテ、無ケ  
レバ仕方ガナイガ、適任者ガアレバ、反對  
黨ノ一番適任者ヲ指名致シマス、少數黨ノ  
中カラ指名ヲ致ス、既ニ指名セラレタ所ノ  
少數黨ハ、無論反対スルコトハ出來マセヌ  
カラ、ソコデ満場一致ノ議長ガ何時デモ出  
來ル、一度選マレ、バ、病氣其他ノ事故ガ無  
イ限リ、終身其職ニ居ルノガ當リ前デ、議會  
ガ幾ヲ改選セラレヤウトモ、其人ガ居ル間ハ  
必ズソレヲヤル、是モ議院ノ議長ヲ決メル方  
法トシテハ、洵ニ左モアルベキコト、思ヒマス  
ガ、日本デハ何時デモ議長ノ奪ヒ合フシテ居  
ル、奪ヒ合ラスルト云フコトハ即チ議長ヲ  
シテ不公平ヲサセヨウト云フ意思ガアルカラ

取り合ラスルノデアリマス（拍手）公平ニ其  
職務ヲ行ハントスルナラバ、英吉利ノ如ク  
セヌ、又議長ノ職責ナドニ對シマシテモ、  
私ハ奥議長ヤ納谷議長ニ肉迫シテ、今ノヤ  
ウナヤリ方ハ行ケヌゾト云フコトヲ、極力  
忠告シタ揚句、遂ニ政黨以外ニ立ツタ議院  
ノ議長トナリ、ソレ迄ハ政黨ノ議長デアッタ  
ガ、議院ノ議長トナルト云フコトニナシタ  
ノデアリマスケレドモ、少シク怠ッテ居リマ  
スト、動モスレバ復タ後戻リラスルヤウデ  
アリマス、ソレ等ノコトモオ互ニ改メナケ  
レバナリマセヌ

其他色々アリマスガ、今日ハ御禮ガ主デ  
アリマスカラ多クフ申シマセヌガ、尙ホ外  
部ノ原因トシテハ、矢張國民全體ヲモット  
オ互ニ教育シナケレバナリマセヌ、議院制  
度ト云フモノハ、元來少數ノ權力者、金力  
者ノ跋扈ヲ匡正スルノガ根本ノ目的デアリ  
マスカラ、何方カト言ヘバ權力者、金力  
者、即チ時ノ政府ナドニ反対ノ投票ヲ入レ  
ナケレバナラヌ筈ノモノデアリマスガ、我  
國ノ選舉人ハ權力者、金力者ヲ匡正スルノ  
デナクシテ、ソレニ媚ビ誣シテ投票ヲ入レ  
ル、政府黨ガ何時デモ多數ニナリマス、是  
デハ或ル場合ニ於テハ、立憲政治アルガ爲  
ニ、全國大多數ノ人間ハ、善キ專制政治ヨ  
リモ、自ラ已レヲ苦メル結果ニ陥ルコトハ  
劣ッタ人間デハアリマセヌ、サウ云フ優レタ  
者ダケガ政黨ニ入ッテ來、若クハソレト事ヲ  
共ニシテ居ルノデアリマスルカラ、當リ前  
ナラバ政黨ガ悪クナラウ筈ハナイ、行政部  
及軍部ニ於テモ稀ニ見ル人ガ政黨ニ入り、  
若クハ是ト提携シテ居ツクノデアリマス、其  
政黨ガ惡クナタクト云フコトハ、幾何カノ罪  
ハ政黨ニアリマスルケレドモ、根本原因ハ  
外、即チ全國人民ガ之ニ對スルノ途ヲ知ラ  
シテ不公平ヲサセヨウト云フ意思ガアルカラ

ルコトガ出來ル、之ヲ濫用シナケレバ黨勢  
ノ現状デアル、元來政黨ノ人ハ何處ノ方面  
ノ人ト較ベテモ、寧ロ優リハスルトモ劣リ  
ハセヌ人間ガ集ツテ居ルノデアリマス、然ル  
ニ今日デハ政黨員ト言ヘバ、普通ノ日本人  
中ノ屑デモ集ツテ居ルカノ如ク、動モスレバ  
世間デ看做シテ居ルノハ、以テノ外ノ心得  
違デアル、今政黨ノ陣中ヲ御覽ニナリマス  
ト、其首領株ハ多クハ官僚出ノ人デアリマ  
ス、政黨出身ノ人デ首領株ニナシテ居ル人ハ  
殆ド少イ、其官僚出ノ政黨員ヲ御覽ニナリ  
マスルト、行政部ニ於テハ皆折ノ人デア  
リマス、伊藤公モ政黨員ニナシタ、是ガ日本  
人中ノ下等ノ人間デアルトハ誰モ言ハヌデ  
アラウ、原敬君、加藤高明君、軍部カラ言フ  
ナラバ桂君、田中義一君、又政黨ノ中ニハ  
入ラズトモ、政黨ト共ニ事ヲシテ居ル所ノ  
現首相ヲ初トシテ、前ノ齊藤首相、山本權  
兵衛伯、幾ラモアルノデアリマス、是等モ  
決シテソレ等ノ社會ニ於テ優リハスルトモ  
劣ッタ人間デハアリマセヌ、サウ云フ優レタ  
者ダケガ政黨ニ入ッテ來、若クハソレト事ヲ  
共ニシテ居ルノデアリマスルカラ、當リ前  
ナラバ政黨ガ悪クナラウ筈ハナイ、行政部  
及軍部ニ於テモ稀ニ見ル人ガ政黨ニ入り、  
若クハ是ト提携シテ居ツクノデアリマス、其  
政黨ガ惡クナタクト云フコトハ、幾何カノ罪  
ハ政黨ニアリマスルケレドモ、根本原因ハ  
外、即チ全國人民ガ之ニ對スルノ途ヲ知ラ  
シテ不公平ヲサセヨウト云フ意思ガアルカラ

イ事ヲシテ、金力、權力ヲ濫用スレバ投票  
ヲ入レル（拍手）即チ惡事ヲスレバ黨勢ガ擴  
張サレ、善事ヲスレバ黨勢ハ衰微スル、黨  
勢ガ衰ヘテハ、國家ノ爲ニ獻身的働くシ  
ヨウトシテモ出來ナイカラ、涙ヲ呑ンデ政黨  
ノ首領株ハ、已ムヲ得ズ世間ノ非難攻撃ヲ  
胃シテ不正ナ金ヲ集メル、不正ナ金力ヲ濫  
用シ、色々ナ事ヲスルト見ルノガ、公平ナ  
見方ト私ハ思フノデアリマス（拍手）  
故ニ兩方カラ直サナケレバナラヌ、内カ  
ラ直スノ手段トシテ、色々ヤツタガ效能ガ  
ナイカラ、私ハ最後ニ逆ノ手ヲ打ッテ、暫ク  
マスルト、行政部ニ於テハ皆折ノ人デア  
リマス、伊藤公モ政黨員ニナシタ、是ガ日本  
人中ノ下等ノ人間デアルトハ誰モ言ハヌデ  
アラウ、原敬君、加藤高明君、軍部カラ言フ  
ナラバ桂君、田中義一君、又政黨ノ中ニハ  
入ラズトモ、政黨ト共ニ事ヲシテ居ル所ノ  
現首相ヲ初トシテ、前ノ齊藤首相、山本權  
兵衛伯、幾ラモアルノデアリマス、是等モ  
決シテソレ等ノ社會ニ於テ優リハスルトモ  
劣ッタ人間デハアリマセヌ、サウ云フ優レタ  
者ダケガ政黨ニ入ッテ來、若クハソレト事ヲ  
共ニシテ居ルノデアリマスルカラ、當リ前  
ナラバ政黨ガ悪クナラウ筈ハナイ、行政部  
及軍部ニ於テモ稀ニ見ル人ガ政黨ニ入り、  
若クハ是ト提携シテ居ツクノデアリマス、其  
政黨ガ惡クナタクト云フコトハ、幾何カノ罪  
ハ政黨ニアリマスルケレドモ、根本原因ハ  
外、即チ全國人民ガ之ニ對スルノ途ヲ知ラ  
シテ不公平ヲサセヨウト云フ意思ガアルカラ

閣ガ取レル、黨勢擴張ヲヤッテ内閣ヲ組織ス

省スル時ニ、ソレハ信用ヲ失ツク爲デアル、

何故信用ヲ失ツタカ、權力、金力ヲ濫用シ、誰デモ氣ガ付クニ決シテ居ル、氣ガ付ケバ、ソコデ改善ノ途ガ開ケル、私ガ政黨ニ内閣ヲ渡スナト言フノハ、恰モ慈父ガ可愛イ子ノ放蕩道樂ヲ直サウガ爲ニ、小遣錢ヲヤラナイト云フ心持ヲ以テヤッタノデアル、政黨ヲ憎ムガ爲デハナイ、之ヲ愛スルノ至レルガ爲ニ、暫ク政權カラ遠ザケテ、彼等ヲシテ悔悟反省セシメヨウト云フ意味デアリマス、兩黨ノ諸君ニシテ、苟モ悔悟反省シテ、良クナル道ヲ閉クナラバ、私ハ及バズナガラ何時モ死ヌマデ縁ノ下ノ力持チヲ致シマス、決シテ憎ム爲デハナイ、同時ニ全國人民モ良クシナケレバナラヌト同時ニ、行政部ト立法部ノ權衡ヲ維持スルコトニシナケレバナラヌ、是等ノ調子ガ總テ揃ヘバ、議會ノ信用ハ恢復シ、隨テ政黨員自ラ任ズルコトモ高クナルノデアラウカト考ヘマス、故ニ茲ニ御禮ノ御挨拶ヲ兼ネテ、ソレダケノコトヲ申述べ、殊ニ最初ニ述べタ憲政五十年ノ機會ニ於テ、議院ニ關スル總テノ制度ヲモウ少し秩序的ニ考セラレルコトヲ希望致シマス、同時ニソレハ唯年限ガ長ク居シタト云フダケデハ困ルカト思ヒマス、年限ハ如何ニ短クトモ、非常ニ功勞ヲ擧ゲタ人ハ幾ラデモアルベキ譯ニアリマスルカラ、ソレ等モ矢張功勞ヲ認識シテ、表彰スルト云フ手續ヲ御執リ下サ

レマシタナラバ、私ニ取ツテハ實ニ本懷ノ至リ、今日此光榮ニ浴スル以上ノ歡ビデアリマスル故ニ、御禮ノ序ニ併セテ其事ヲ申述べテ置キマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 更ニ植原悅二郎君ヨリ、本院議員トシテ三十年以上在職ノ方ニ對スル功勞表彰ニ關シ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許可致シマス——植原悅二郎

今尙ほ現ニ本院ニ於テ其活動ヲ繼續セラレツ、アルノデアリマス、其間本院ニ於テ全院委員長タリシコトアリ、出テハ海軍參與官ニ任ゼラレシ等、永年ニ亘リ立憲政治發達ノ爲、貢獻セラレタル功績ハ、洵ニ偉大ナルモノデアルト存ジマス(拍手)

次ニ大竹貫一君ハ新潟縣ノ人、夙ニ縣會議員ニ舉ガラレ、地方自治ニ貢獻スル所歎クナカツタノデアリマス、明治二十七年三月、第三回衆議院議員總選舉ニ際シ、選バ

タノデアリマス、尙ホ君ハ現ニ國民同盟ノ  
總裁トシテ、折角奮闘セラレツ、アルノデ  
貢獻セラレシ功績ノ、實ニ甚大ナルコトハ  
明カデアリマス(拍手)

次ニ望月圭介君ハ廣島縣豊田郡ノ人、夙  
ニ英學及政治、經濟學ヲ學バレ、明治三十  
一年八月、第六回衆議院議員總選舉ニ於テ、  
初メテ本院議員ニ當選セラレ、爾來當選回  
數ヲ重ねラル、コト十一回、在職三十一年、  
其間遞信大臣、内務大臣等ニ歴任シテ、輔  
弼ノ重任ニ膺ラレタノデアリマス、君ハ恒  
ニ世道人心ノ指導ニ意ヲ用ヒ、民意ノ暢達  
ラレ、其功績誠ニ大ナルモノガアルノデア  
リマス(拍手)

次ニ濱田國松君ハ宇治山田市ノ人、東京法學院ヲ卒業セラレ、夙ニ區會議員、郡會議員ニ選バレ、地方自治ニ貢獻スル所尠ナカラズ、遂ニ明治三十七年三月、第九回衆議院議員總選舉ニ於テ、初々テ本當議員ニ

案ノ起草ヲ議長ニ一任スベシトノ動議ヲ提出致シマス(拍手)  
菅原傳君ハ宮城縣遠田郡ノ人、夙ニ東京帝國大學ニ學ビ、更ニ轉ジテ米國ニ留學シ、後内地及米國ニ於テ新聞事業ニ從事セラレ、且又屢々布哇ニ渡航シ、移民問題、日本人人參政權問題並同國獨立問題等ニ盡力セラレタル所ガ尠クナカッタノデアリマス、明治三十一年三月、第五回衆議院議員總選舉ノ行ハル、ニ際シマシテ、初メテ議員ニ當選セラレ、本院ノ人トナラレタノデアリマス、爾來引續キ當選セラル、コト十四回、在職三十二年、一身ヲ挺シテ國事ニ專念シ、東奔西走寧日ナク、恒ニ國論ノ指導ト議會政治發達ノ爲、全力ヲ傾倒シテ今日ニ至リ、

今尙ホ現ニ本院ニ於テ其活動ヲ繼續セラレツ、アルノデアリマス、其間本院ニ於テ全院委員長タリシコトアリ、出テハ海軍參與官ニ任ゼラレシ等、永年ニ亘リ立憲政治發達ノ爲、貢獻セラレタル功績ハ、洵ニ偉大ナルモノデアルト存ジマス(拍手)

次ニ大竹貫一君ハ新潟縣ノ人、夙ニ縣會議員ニ舉ゲラレ、地方自治ニ貢獻スル所歎クナカツタノデアリマス、明治二十七年三月、第三回衆議院議員總選舉ニ際シ、選バレテ初メテ本院議員トナラレ、爾來當選セラル、コト實ニ十四回、在職三十二年、此間君ハ更ニ一身一家ヲ顧ミズ、其全生活ヲ提ゲテ、本院アリマス、君ハ現ニ其老軀ヲ繼續サレテ居リマス、ト民意ノ暢達トニ奮闘セラレツ、アルノデアリマス、君ハ現ニ其老軀ヲ繼續サレテ居リマス、

次ニ濱田國松君ハ宇治山田市ノ人、東京法學院ヲ卒業セラレ、夙ニ區會議員、郡會議員ニ選バレ、地方自治ニ貢獻スル所尠ナカラズ、遂ニ明治三十七年三月、第九回衆議院議員總選舉ニ於テ、初メテ本院議員ニ當選セラレ、爾來引續キ當選セラル、コト十回、在職三十一年、其間司法政務次官ニ任ゼラレ、又大正六年ニハ本院副議長ニ、今現ニ本院議長ノ重職ニアリテ、折角議會政治ノ爲ニ盡瘁サレ居リマス(拍手)君ノ人權及憲政擁護ニ關スル辯論ハ、本院ノ一異彩デアリマス、而シテ君ガ永年我ガ憲政發達ノ爲メ貢獻セラレタル所、誠ニ大ナルモノガアルノデアリマス(拍手)



時ヨリ豫算總會ヲ開キマシタ、豫算ノ內容

ハ、一般會計ニ於テ五十五萬餘圓、特別會

計關東局及朝鮮總督府特別會計ニ於テ十一

萬餘圓デアリマシテ、何レモ今回滿洲國皇

帝陛下ガ日本御訪問ニ相成リマスル御歡迎

ヲ申上ゲル經費デゴザイマス、曩ノ追加豫

算委員會ノ經過ヲ御報告申上ゲマシタ通

リ、當時此御歡迎ヲ申上ゲル經費ハ、吾々國

民トシテ最モ記念スペキ、又最モ慎重且ツ

敬意ヲ表シテ、此案ヲ滿場一致通過致シ

タイト云フ希望ノ下ニ、他ノ追加豫算等ト

ハ、之ヲ切離シテ提案サレンコトヲ、強キ

意味ニ於テ議員諸君ヨリ御希望ガアッタコ

トヲ申上ゲテ置キマシタ所、此度政府ヨリ

御提出ニナリマスル際ニハ、此希望ヲ容レ

ラレテ、是ダケヲ別箇ノ豫算トシテ提案ヲサ

レタノデアリマス、本日委員會開會ノ號頭ニ

於キマシテ、各派理事諸君ノ御集リヲ願シテ

御協議ヲ申シタ結果、敬意ヲ表スル爲ニ、

一切ノ質問ヲ省略シテ、直チニ採決ニ移ル

申合セガ出來マシテ、委員會ハ採決ノ結

果、滿場一致ヲ以テ即決可決ラ致シマシタ

(拍手)何卒此會議ニ於キマシテモ、願クハ

滿場一致ヲ以テ可決セラレシコトヲ切望致

ス次第アリマス

○議長(濱田國松君) 採決致シマス、第一

號、昭和十年度歲入歲出總豫算追加案、特

第一號、昭和十年度各特別會計歲入歲出豫

算追加案、以上兩案ノ委員長報告ニ賛成ノ

諸君ノ起立ヲ求メマス

(總員起立)

○議長(濱田國松君) 起立總員、仍テ兩案

ハ何レモ委員長報告通り全會一致可決致シ

マシタ(拍手)日程第一及第二ハ同種ノ議案

デアリマスルカラ、一括議題トナスニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程第一、昭和十年度一般會計歲

出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル

法律案、日程第二、昭和十年度一般會計歲

出ノ財源ニ充ツル爲公債第二次追加發行ニ

關スル法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會

ヲ開キマス——大藏大臣高橋是清君

第一 暗和十年度一般會計歲出ノ財源

ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會  
律案(政府提出)

第一 暗和十年度一般會計歲出ノ財源

ニ充ツル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第一 暗和十年度一般會計歲出ノ財源

ニ充ツル爲公債第一次追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第一 暗和十年度一般會計歲出ノ財源

ニ充ツル爲公債第一次追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第一 暗和十年度一般會計歲出ノ財源

ニ充ツル爲公債第一次追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第一 暗和十年度一般會計歲出ノ財源

ニ充ツル爲公債第一次追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

政府ハ昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案

案

昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律

案

ノ外二千百四十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ

又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額

ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項

ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ

爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリ

マシタ昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案提出ノ

理由ヲ説明致シマス、昭和十年度歲入歲

出總豫算ニ伴フ一般會計歲出不足ノ補填ニ

付キマシテハ、之ニ關スル法律案ヲ今期議

會ニ提出シテアリマスガ、別途提出致シマ

シタ同年度歲入歲出總豫算追加第一號ニ計

上セル經費ノ財源ニ付キマシテモ、亦今日

ノ場合公債ニ依ルノ必要ガアリマスノデ、

本法律案ヲ提出シタ次第アリマス、尙ホ

本法律案ハ、前述ノ如ク總豫算ニ伴フ歲入

補填公債法案ガ目下審議中ナルニ鑑ミ、別

ノ法律案ト致シタ次第アリマス、何卒御

審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレシコトヲ得

致シマス

次ニ昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案

提出ノ理由ヲ説明致シマス、昭和十年度歲

入歲出總豫算及同追加第一號ニ伴フ一般會

計歲入不足ノ補填ニ付キマシテハ、之ニ關

スル法律案ヲ今期議會ニ提出シテアリマス

ガ、別途提出致シマシタ同年歲入歲出總

豫算追加第一號ニ計上セル經費ノ財源ニ付

キマシテモ、公債ニ依ルノ外ハアリマセヌ

ノデ、本法律案ヲ提出シタ次第アリマス、

ノデ、本法律案ヲ提出シテ御諮詢ノ上御協贊ヲ與ヘラレシコトヲ

希望致シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 各案ノ審査ヲ付託ス

ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○青木雷三郎君 日程第一、第二ノ兩案ヲ

一括シテ、議長指名十八名ノ委員ニ付託セ

ラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、

北洋漁業取締法案ノ第一讀會ヲ開キマ

ス——農林政務次官守屋榮太君

第三 北洋漁業取締法案(政府提出、貴

族院送付)

第一讀會

第一條 本法ニ於テ會社ト稱スルハ第六條

ニ規定スル條約ニ基キ漁業ヲ營ム株式

會社ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ又

ハ命令ヲ以テ指定スル母船式漁業ヲ營

ム株式會社ニシテ主務大臣ノ指定スル

モノヲ謂フ

第二條 會社ノ取締役及監査役ノ選任及

解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社

債ノ募集、合併竝ニ解散ノ決議ハ主務

大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效

力ヲ生ゼズ

會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザ

レバ其ノ所有スル重要財產ヲ讓渡シ又

ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ重要財產ノ範圍ハ命令ヲ以テ之

ヲ定ム

第三條 會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ營

業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ

認可ヲ受クベシ事業計畫ヲ變更セント

スルトキ亦同ジ

主務大臣ハ會社ノ業務又ハ財產ノ狀況

ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ命ジ其ノ

他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ會社ニ對シ命令ノ定

ムル所ニ依リ北洋漁業ノ維持開發又ハ

統制ノ爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ

得

第五條 會社ノ決議又ハ其ノ取締役若ハ

監査役ノ行爲法令、主務大臣ノ命令若ハ

定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムル

トキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ、取

締役若ハ監査役ヲ解任シ又ハ會社ノ業

務ヲ停止スルコトヲ得

第六條 命令ヲ以テ指定スル條約ニ基キ

漁業ヲ營ミ又ハ漁業權ヲ取得セントス

ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣

ノ認可ヲ受クベシ

第七條 前條ノ認可ヲ受ケズシテ漁業ヲ

營ミ若ハ營マントシ又ハ漁業權ヲ取

得シ若ハ取得セントシタル者ハ一年以

下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處

ス

第八條 本人ノ漁業ノ經營又ハ漁業權ノ

取得ニ關シ其ノ代理人、戸主、家族、

同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法ニ

違反シタルトキハ本人ハ自己ノ指揮ニ

出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルル

コトヲ得ズ

本法ノ罰則ハ其ノ者ガ未成年者又ハ禁

治產者ナルトキハ之ヲ法定代理人ニ適

用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能

力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ

在ラズ

前二項ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處ス

ルコトヲ得ズ

第九條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナル

トキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業

務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

第十條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本

店、主タル事務所若ハ住所ヲ有スル者

又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業

者方本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲

ニモ之ヲ適用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
〔政府委員守屋榮夫君登壇〕

○政府委員(守屋榮夫君) 北洋漁業取締法

案提出ノ理由ヲ説明致シマス、現在我ガ北

洋漁業ニ於キマシテ重キヲ爲シテ居リマス

ノハ、露領漁業及鮭、鱈等ノ母船式漁業デ

ゴザイマス、露領漁業ハ、我國ガ其漁業權ヲ獲得致シマシテ以來、長キ歴史ヲ有シ、

其權益維持ニ關スル官民不斷ノ努力ニ依リ

マシテ、今日ノ情況ヲ見ルニ至ツタノデア

リマス、又母船式漁業ハ、近時發展致シマ

シタ漁業デアリマシテ、露領漁業ト相俟チ

マシテ、北洋ニ於ケル我方漁業ノ開發上重

要ナル地位ニ在ルモノデゴザイマス、然ル

コトヲ得ズ

本法ノ罰則ハ其ノ者ガ未成年者又ハ禁

治產者ナルトキハ之ヲ法定代理人ニ適

用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能

力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ

在ラズ

前二項ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處ス

ルコトヲ得ズ

第九條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナル

トキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業

務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

第十條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本

店、主タル事務所若ハ住所ヲ有スル者

又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業

者方本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲

ニモ之ヲ適用ス

デアル株式會社ヲ、政府ノ特別ナル監督ノ下ニ立タシメ、本漁業ノ特殊性ニ基キマシテ、國家的立場ニ於テ事業ヲ運營セシマシテ、北洋漁業ノ基礎ヲ鞏固ニシ、其維持

发展ヲ圖ルコトニ致シタ次第デゴザイマス、

何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス

○議長(濱田國松君) 質疑ノ通告ガアリマ

ス、順次之ヲ許シマス——此場合申上げ

テ置キマス、農林大臣ハ米ノ委員會ニ出席中デ、出席不能ノ趣デアリマス——田村實

君

〔田村實君登壇〕

○田村實君 只今上程サレマシタル北洋漁

業取締法案ニ關シマシテ、提案ノ理由ヲ承

リマシタケレドモ、尙ホ諒解シ難イ點ガア

君

〔田村實君登壇〕

シ得ルノ機會ヲ容易ニ與ヘルコトガ、又極シテ肝要デアルコトハ、今更事新シク申ス迄モアリマセヌ、政府今回御提案ノ北洋漁業取締法案ハ、此根本精神ニ依リテ立案計畫セラレタルモノト固ク信ジマスルガ、其運用ノ如何ト、局ニ當ル者ノ適否ハ、往々ニシテ立法ノ趣旨ニ反スルコトガアリマス、心スペキハ實ニ此點デアリマス、從來統制ノ結果、實施後其目的ニ反シ、一部特權者ノ利益ヲ擁護シ、大衆ヲシテ其圈外ニ放置セシムルコトガナナイデモアリマセヌ、斯ノ如キハ立法ノ精神ニ背馳スルモノニアリマシテ、吾々ガ本法案ヲ審議スルニ當リ、法案其モノハ勿論ノコト、該案實施後ノ結果如何ガ、最モ關心ヲ要スル所デアルト存下數項ニ瓦リマシテ其所見ヲ質シ、御用意リマシテ、御答辯ヲ煩シマスル便宜上、以ジマス、仍テ前段申述ベマシタル趣旨ニ依ノアル所ヲ承リタイト思フノデアリマス  
一、北洋漁業中殊ニ陸上漁業ハ國家ノ權益デアルガ故ニ、其利益ヲ一二ノ事業家ニ壟斷セシムベキデナク、多數國民ヲシテ此利益ニ浴セシメナケレバナラヌト信ジマスルガ、所見如何

是等ノ弊害ヲ如何ニシテ除去セントセラル  
ルカ、御所見如何

一、現在ノ母船式漁業ハ、内地ノ機船底  
曳漁業者ノ救濟トナツテ居リマスガ、之ヲ  
今少シ廣イ範圍ニ於テ、底曳網漁船ヲ北洋  
漁業ニ利用スルノ方策アリヤ否ヤ、又本法  
制定ノ結果、是ノ利用ガ局限セラル、ノ虞  
ナキヤ否ヤ

シムルコトハ、頗ル緊要ノコト、信ジマス  
ルガ、更新期ハ目睫ノ間ニ迫ッテ居ルノデア  
リマス、政府ハ如何ナル用意ノ下ニ其準備  
工作ヲ進メツ、アリヤ如何、又遺算ナキヲ  
期スルノ用意アリヤ否ヤ、此點ヲ御伺シタ  
イノデアリマス

展ノ爲ニ洵ニ慶祝スペキ點デアリマス、併シ喜ブベキコトデハアリマスルケレドモ、是等ノ事業家ガ其漁利ヲ遂フニ急ニシテ、其背後ニアリマスル漁民ヲ忘レルガ如キコトガアルコトハ、是亦斯業發展ノ爲ニ由々シキ重大事デアルノデアリマス、指導助成ノ局ニ當リマスル者ハ、此點ニ深キ注意ヲ拂ハナケレバナラヌノデアリマス、新規漁業ノ勃興ハ常ニ沿岸漁業ヲ利シ、漁村ヲシテ不況ニ陥ラシメザルヤウ、是方指導ヲ怠ツテハナリマセヌ、今日迄ノ状況ヲ見マスルニ、却テ漁村ニ不況ノ拍車ヲ掛ケルガ如キ結果ヲ招來シテ居ルコトガ少クハナイノデアリマス、若シ此儘ニ放任スレバ、漁村經濟ハ極度ニ行詰リ、大多數ノ沿岸漁民ハ遂ニ餓死スルノ外途ナキニ至ルノデアリマス、之ヲ要スルニ、沿岸漁場ノ荒廢ノ原因ヲ排除シ、一日モ速ニ是ガ復興ノ方策ヲ樹立シ、漁村經濟更生ヲ圖リ、漁民生活ノ安定ヲ期スルコトハ、北洋漁業統制ヨリモ、尙ホ一層其必要ニ迫ラレテ居ルノデアリマス、政府ハ何故ニ之ヲ爲スコトナクシテ今日マデ來リシカ、頗ル不審ニ堪ヘナイノデアリマス、此際水產界ノ大問題デアリマスル所ノ沿岸漁業復興ニ對シ、如何ナル方策ヲ有シ、又之ヲ實行セラレントスルカ、幸ニシテ此機會ニ御所見ヲ承ルコドガ出來マスルナラバ、洵ニ仕合セニ存ズル次第デアリマス(拍手)

ニ御答致シマス、御質問ハ頗ル多岐ニ亘リ  
マシテ、廣汎ナル問題ヲ含ンデ居ツタノデア  
リマスカラ、ソレ等ノ一々ニ關シマスル詳  
細ナル答辯ハ、委員會ノ時ニ讓リマシテ、  
其中最モ概括的デアリ、重要デアルト考ヘ  
マスル點ニ付キマシテ御答辯ヲ致シマシ  
テ、不足ノ分ガアリマスレバ、後デ又補充  
スルコトニ致シマス

#### 露領陸上漁業ガ「ボーツマス」條約ノ結果

得タル權益デアツチ、日本國民ガ齊シク其利

益ニ均霑スルヤウニ措置スペキモノデアル

ト云フ御意見ニ付テハ、農林當局ト致シテ

モ其通り考ヘテ居リマス、唯從來此露領漁

業ノ權益ヲ維持シマスルガ爲ニ、ドウ云フ

コトガ行ハレタカト申シマスト、御承知ノ

ヤウニ、一時此權益ガ根本カラ失ハレルヤ

ウナ事態ヲ發生致シタノデアリマス、即チ

自由競争ニ依ツテ入札ヲサセマシタ結果、サ

ウ云フ事態ヲ起シマシタコトニ鑑ミマシ

テ、當業者ノ方デモ進ンデ合同ノ形ヲ

取ツテ、其不自然ナル競争ヲ止メ、力強イ一

ツノ會社トシテ、之ヲ經營シテ行クコトノ

必要ヲ認メテ、今日ニ至ツタノデアリマス

ルカラ、農林當局ト致シマシテモ、其情勢

ヲ認メマシテ、主力經營主體タル會社ヲシ

テ、之ヲヤラセルト云フ方針ヲ決メタノデ

アリマス、又沖取ノ漁業ハ、是ト關聯ヲ有ツテ

居ルノデアリマスルガ、是モ近來幾ラカ統

制ヲ缺キマスル結果、其鮭、鱈族ノ保護繁

殖ノ點カラ致シマシテ、又其鮭、鱈族ヲ材料

トシテ拵ヘマシタ罐詰製品ノ販賣ナドニ付

ニ御答致シマス、御質問ハ頗ル多岐ニ亘リ  
マシテ、廣汎ナル問題ヲ含ンデ居ツタノデア  
リマスカラ、ソレ等ノ一々ニ關シマスル詳  
細ナル答辯ハ、委員會ノ時ニ讓リマシテ、  
其中最モ概括的デアリ、重要デアルト考ヘ  
マスル點ニ付キマシテ御答辯ヲ致シマシ  
テ、不足ノ分ガアリマスレバ、後デ又補充  
スルコトニ致シマス

#### 露領陸上漁業ノ復興ニ付テ、政府ハドンナコ

於テモ、之ヲ合同スルコトガ必要デアルト

云フ考ヲ起シ、政府ニ於テモソレヲ認メマ

シテ、一月ノ半バ頃デアリマスルガ、關係

會社ガ合同シタノデアリマスカラ、其狀態

ヲ維持シテ行クコトガ必要デアル、斯ウ考

ヘマシテ、其方針ニ則ツテ居ル次第デアリマ

スルガ、其結果、陸上漁業ニ於キマシテ

モ、沖取ノ鮭、鱈漁業ニ於キマシテモ、獨

占的ナ位置ヲ主力經營會社ガ有ツテ居ルト

云フコトニナリマスカラ、ソレニ對シテハ

國家的見地ニ立ツテ經營シシメテ行クト云

フ方針ノ下ニ、政府ニ於テハ嚴重ニ監督ヲ

加ヘマスルト共ニ、其利益ノ一部ヲ割イテ

公共的施設ニ之ヲ投ゼシメルト云フ措置ヲ

講ジマシテ、此權益ガ元來國民全般ノ

爲ニ用ヒラルベキモノデアルト云フ趣旨

ヲ明瞭ニ致シタ次第デアリマス、併シ

今日ノ狀態カラ申シマスルト、陸上漁

業ニ於キマシテモ、沖取漁業ニ於キマ

シテモ、自由競爭ニ對シテ統制ヲ加ヘル必

要ヲ認メテ、會社モ其ヤウニ進ンデ參リ、

政府モ亦其方針ニ基イテ之ヲ助成シタノデ

シテ居ル次第デガヤマス

#### (國務大臣廣田弘毅君登壇)

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今田村君ヨリ

御質問中、外務省ニ關係ノ分ニ付テ御答辯

致シタイト思ヒマス、御述ノ通リニ日「ソ」

間ノ漁業協定モ、改訂ノ時期ガ近付イテ參ツ

テ居リマスノデ、當業者ニ於テハ勿論、農

林省竝ニ外務省ニ於キマシテモ、此改訂ノ

方針其他ニ付キマシテ、目下ソレヽ研究

致シテ居ルノデアリマシテ、特ニ御述ニナ

リマシタ投票ノコト、或ハ借屋料等ノコト

ハ、最モ重キヲ置ケベキ點デアルト存ズル

スル所ノ施設ヲサスコトガ出來ルト云フヤ

マシタル所ノ會社ニ配當ノ制限ヲスルト云

フヤウナコトヲ聞キマス、又北洋漁場ニ對

ウナ事柄モ聞イテ居リマスケレドモ、サウ

云フヤウナコトデハイケナイ、モウ少シ廣

キマシテモ、色々ソコニ不便ヲ感ズルト云

トハ出來ナイ狀態ニナツテ居ルト御承知ヲ

願ヒタイノデアリマス

沿岸漁業ノ復興ニ付テ、政府ハドンナコ

ト考ヘテ居ルカト云フコトデゴザイマシ

シテ、一月ノ半バ頃デアリマスルガ、關係

會社ガ合同シタノデアリマスカラ、其狀態

ヲ維持シテ行クコトガ必要デアル、斯ウ考

ヘマシテ、其方針ニ則ツテ居ル次第デアリマ

スルガ、其結果、陸上漁業ニ於キマシテ

モ、沖取ノ鮭、鱈漁業ニ於キマシテモ、獨

占的ナ位置ヲ主力經營會社ガ有ツテ居ルト

云フコトニナリマスカラ、ソレニ對シテハ

國家的見地ニ立ツテ經營シシメテ行クト云

フ方針ノ下ニ、政府ニ於テハ嚴重ニ監督ヲ

加ヘマスルト共ニ、其利益ノ一部ヲ割イテ

公共的施設ニ之ヲ投ゼシメルト云フ措置ヲ

講ジマシテ、此權益ガ元來國民全般ノ

爲ニ用ヒラルベキモノデアルト云フ趣旨

ヲ明瞭ニ致シタ次第デアリマス、併シ

今日ノ狀態カラ申シマスルト、陸上漁

業ニ於キマシテモ、沖取漁業ニ於キマ

シテモ、自由競爭ニ對シテ統制ヲ加ヘル必

要ヲ認メテ、會社モ其ヤウニ進ンデ參リ、

政府モ亦其方針ニ基イテ之ヲ助成シタノデ

シテ居ル次第デガヤマス

○田村實君 簡單デアリマスルカ、此席カ

ヲ獎勵致シマスルトカ、適當ナ方法ヲ講ジ

タイト考ヘテ居ルノデアリマスルガ、併シ

此問題ハ御承知ノヤウニ非常ニムヅカシイ

問題デアリマス、機船底曳網ノ整理デアリ

マスルトカ、ソレカラ遠洋漁業ノ獎勵デア

リマスルトカ、其他適當ナ方法ヲ講ジテ全

般的ナ解決ヲ見ナクテハナラスト考ヘマシ

テ、政府ニ於テモ其點ニ付テハ十分注意ヲ

シテ居ル次第デガヤマス

○國務大臣廣田弘毅君登壇

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今田村君ヨリ

御質問中、外務省ニ關係ノ分ニ付テ御答辯

致シタイト思ヒマス、御述ノ通リニ日「ソ」

間ノ漁業協定モ、改訂ノ時期ガ近付イテ參ツ

テ居リマスノデ、當業者ニ於テハ勿論、農

林省竝ニ外務省ニ於キマシテモ、此改訂ノ

方針其他ニ付キマシテ、目下ソレヽ研究

致シテ居ルノデアリマシテ、特ニ御述ニナ

リマシタ投票ノコト、或ハ借屋料等ノコト

ハ、最モ重キヲ置ケベキ點デアルト存ズル

スル所ノ施設ヲサスコトガ出來ルト云フヤ

マシタル所ノ會社ニ配當ノ制限ヲスルト云

フヤウナコトヲ聞キマス、又北洋漁場ニ對

ウナ事柄モ聞イテ居リマスケレドモ、サウ

云フヤウナコトデハイケナイ、モウ少シ廣

キマシテモ、色々ソコニ不便ヲ感ズルト云

トハ出來ナイ狀態ニナツテ居ルト御承知ヲ

願ヒタイノデアリマス

モ認メラレマスノデ、如何ナル方法ヲ以テ、

此交渉ニ當ルカト云フコトヘ、先方政府ト

モ篤ト打合セマシテ、遠カラズ此協議ニ臨

シテ、其結果ニ付キマシテハ、萬遺憾ナキ

ト期シタイト思フ次第デアリマス

○田村實君 簡單デアリマスルカ、此席カ

ヲ發言ヲ致シタイト思ヒマス

○護長(濱田國松君) 許可致シマス

○田村實君 私ノ質問ニ對シマシテ政府委

員ノ御答辯ハ、私ノ質問ノ要旨ヲ御聽キ誤

リニナツテ居ルカ、私ノ申上ゲ方ガ悪カタ

ノデアリマスルカ、私ノ質問ニハ十分ニ御

答ニナツテ居ラヌノデアリマス、私ハ北洋漁

業ノ統制ヲスルコトニ反對致シテ居ル者デ

ハアリマセヌ、又北洋漁業ノ經營ヲ國民全

般、新タナ、從來マデ關係シテ居ナイ者ニ、

之ニ關係セシメト云フノデハアリマセ

ヌ、國家ノ權益ニアリマスルガ故ニ、殊ニ

國ノ力ヲ以テ、國家ノ強制力ヲ以テ、之ヲ

統制シヨウト云フコトデアルナラバ、全部

ノ國民ヲシテ、多數ノ國民ヲシテ、此利益

ニ浴セシムルヤウナコトニシナケレバナラ

ヌ、聞ク所ニ依リマスルト、或ハ統制サレ

致シテ居ルノデアリマシテ、特ニ御述ニナ

リマシタ投票ノコト、或ハ借屋料等ノコト

ハ、最モ重キヲ置ケベキ點デアルト存ズル

スル所ノ施設ヲサスコトガ出來ルト云フヤ

マシタル所ノ會社ニ配當ノ制限ヲスルト云

フヤウナコトヲ聞キマス、又北洋漁場ニ對

ウナ事柄モ聞イテ居リマスケレドモ、サウ

云フヤウナコトデハイケナイ、モウ少シ廣

キマシテモ、色々ソコニ不便ヲ感ズルト云

トハ出來ナイ狀態ニナツテ居ルト御承知ヲ

願ヒタイノデアリマス

モ認メラレマスノデ、如何ナル方法ヲ以テ、

此交渉ニ當ルカト云フコトヘ、先方政府ト

モ篤ト打合セマシテ、遠カラズ此協議ニ臨

シテ、其結果ニ付キマシテハ、萬遺憾ナキ

ト期シタイト思フ次第デアリマス

○田村實君 簡單デアリマスルカ、此席カ

ヲ發言ヲ致シタイト思ヒマス

○護長(濱田國松君) 許可致シマス

○田村實君 私ノ質問ニ對シマシテ政府委

員ノ御答辯ハ、私ノ質問ノ要旨ヲ御聽キ誤

リニナツテ居ルカ、私ノ申上ゲ方ガ悪カタ

ノデアリマスルカ、私ノ質問ニハ十分ニ御

答ニナツテ居ラヌノデアリマス、私ハ北洋漁

業ノ統制ヲスルコトニ反對致シテ居ル者デ

ハアリマセヌ、又北洋漁業ノ經營ヲ國民全

般、新タナ、從來マデ關係シテ居ナイ者ニ、

之ニ關係セシメト云フノデハアリマセ

ヌ、國家ノ權益ニアリマスルガ故ニ、殊ニ

國ノ力ヲ以テ、國家ノ強制力ヲ以テ、之ヲ

統制シヨウト云フコトデアルナラバ、全部

ノ國民ヲシテ、多數ノ國民ヲシテ、此利益

ニ浴セシムルヤウナコトニシナケレバナラ

ヌ、聞ク所ニ依リマスルト、或ハ統制サレ

致シテ居ルノデアリマシテ、特ニ御述ニナ

リマシタ投票ノコト、或ハ借屋料等ノコト

ハ、最モ重キヲ置ケベキ點デアルト存ズル

スル所ノ施設ヲサスコトガ出來ルト云フヤ

マシタル所ノ會社ニ配當ノ制限ヲスルト云

フヤウナコトヲ聞キマス、又北洋漁場ニ對

ウナ事柄モ聞イテ居リマスケレドモ、サウ

云フヤウナコトデハイケナイ、モウ少シ廣

キマシテモ、色々ソコニ不便ヲ感ズルト云

トハ出來ナイ狀態ニナツテ居ルト御承知ヲ

願ヒタイノデアリマス

モ認メラレマスノデ、如何ナル方法ヲ以テ、

此交渉ニ當ルカト云フコトヘ、先方政府ト

モ篤ト打合セマシテ、遠カラズ此協議ニ臨

シテ、其結果ニ付キマシテハ、萬遺憾ナキ

ト期シタイト思フ次第デアリマス

○田村實君 簡單デアリマスルカ、此席カ

ヲ發言ヲ致シタイト思ヒマス

○護長(濱田國松君) 許可致シマス

○田村實君 私ノ質問ニ對シマシテ政府委

員ノ御答辯ハ、私ノ質問ノ要旨ヲ御聽キ誤

リニナツテ居ルカ、私ノ申上ゲ方ガ悪カタ

ノデアリマスルカ、私ノ質問ニハ十分ニ御

答ニナツテ居ラヌノデアリマス、私ハ北洋漁

業ノ統制ヲスルコトニ反對致シテ居ル者デ

ハアリマセヌ、又北洋漁業ノ經營ヲ國民全

般、新タナ、從來マデ關係シテ居ナイ者ニ、

之ニ關係セシメト云フノデハアリマセ

ヌ、國家ノ權益ニアリマスルガ故ニ、殊ニ

國ノ力ヲ以テ、國家ノ強制力ヲ以テ、之ヲ

統制シヨウト云フコトデアルナラバ、全部

ノ國民ヲシテ、多數ノ國民ヲシテ、此利益

ニ浴セシムルヤウナコトニシナケレバナラ

ヌ、聞ク所ニ依リマスルト、或ハ統制サレ

致シテ居ルノデアリマシテ、特ニ御述ニナ

リマシタ投票ノコト、或ハ借屋料等ノコト

ハ、最モ重キヲ置ケベキ點デアルト存ズル

スル所ノ施設ヲサスコトガ出來ルト云フヤ

マシタル所ノ會社ニ配當ノ制限ヲスルト云

ヤウナ方法ヲ講ゼナケレバナラヌト云フ意  
味デアルノデアリマス、事柄ハ違ヒマスケ  
レドモ、日露戰役ノ結果ニ依リマスル所ノ  
滿洲問題モ、長イ間喧シク唱ヘラレテ居リ  
マシタケレドモ、一時ハ滿洲問題ニ對シテ、  
國民ノ關心スラ薄ライデ居ツタコトガアリマス、  
即チ國家ノ權益ハ、何方故ニ斯様ナ結果ヲ  
得タカト云フコトノ、國民ニ關心ヲ有タシ  
ムルコトガ、極メテ必要デアルト私ハ思フ  
ノデアリマスカラ、其關心ヲ有タシムル意  
味ニ於テ、是ガ又恩典ニモ浴セシムルヤウ  
ナ方法ヲ執ラナケレバナラヌト云フ根本  
精神カラ、御質問申上ゲタ次第デアリマ  
ス、尙ホ其他ノ問題ニ對シマシテハ、北洋  
漁業ニ關スル委員會ノ席ニ於テ、詳細ニ  
御説明セラル、ト云フコトデアリマスルカ  
ラ、是レ以上質問ヲ進メマセヌ、唯最後ニ  
申上ゲタイコトハ、沿岸ノ漁業ノ復興ニ對  
シテハ、既ニ二十万圓ノ豫算ヲ出シテ是ガ  
協賛ヲ求メテ居ル、著々政府ガ實行ヲ致シ  
テ居ルト云フコトデアリマスケレドモ、私  
ノ申述ベタノハ、今日ノヤウナ政府ノ執リ  
來ツテ居リマス所ノ沿岸漁業ニ對シマスル  
所ノ施設デハ、到底此窮迫シテ、將ニ瀕死ノ  
狀態ニ至ラントシテ居ル所ノ、沿岸漁民ヲ  
救濟スルニハ足リマセヌ、沿岸漁場ノ荒廢  
ヲ、之ニ依ツテ復舊スルコトハ出來ナイト  
云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、故ニ漁  
業ノ改善、利用ノ増進、物資配給ノ統一改  
善、漁業權ノ內容充實等、爲スキ施設、  
之ヲ指摘シテ政府ニ此用意ガナイカドウ

カ、之ヲオヤリニナル其意思ガナイカドウ  
カ、ヤルカヤラナイカト云フコトヲ申上ゲ  
タノデアリマス、質問ニ對スル御答辯ニ  
ハ満足致シマス、日「ソ」ノ問題ハ、重大ナ  
ル所ノ日「ソ」關係ノ問題ガ、外務大臣ノ力  
ニ依ツテ解決セラレタト云フコトハ、私ハ  
新聞デ承知致シテ居リマス、日「ソ」漁業條  
約ノ問題ハ、我國漁民ノ生活ニ重大ナル關係  
ヲ有ツノミナラズ、獨リ北洋ニ出漁セラ  
レテ居リマス漁民ノミデアリマセヌ、内地  
ノ漁民ニモ其利害ニ重大ナ關係ガアルノデ  
アリマス、勿論獨リ水產業者ノミデハアリ  
マセヌ、國家ノ權益デアリマスルガ故ニ、  
今後萬達算ナキヲ期セラレマシテ、我ガ北  
洋漁業ノ圓滿ナル發達ヲ爲ス上ニ於テ、萬  
違算ナキヲ期セラレマシテ、特ニ御願申  
上ゲテ私ノ質問ヲ終リマス。

○議長(濱田國松君) 次ノ通告者手代木隆  
吉君

(手代木隆吉君登壇)

○手代木隆吉君 只今上程セラレマシタ北  
洋漁業ノ取締法案ニ對シマシテ、多數ノ疑  
問ヲ有ツテ居ルノデアリマスルガ、是ガ義ニ  
貴族院ニ提案セラレマシテ、貴族院ニ於テ  
相當ナル質疑應答ヲ重ネラレタノデアリマ  
スケレドモ、尙ホ私ノ了解シ能ハザルモノ  
ガアルノデアリマス、只今田村君モ質疑ヲ  
セラレタノデアリマスルガ、ソレ等ニ對シ  
マスル當局ノ御答辯モ甚ダ不十分デアリマ  
ス、私ハ是ヨリ七箇條ニ瓦リマシテ、此法

案ノ最モ重大ナリト思ハル、點ニ付テ、政  
府ノ御所見ヲ御伺致シタイト考ヘルノデア  
リマス、新條約ハ直接日露戰爭ノ關係  
ヲ明示シテハ居リマセヌケレドモ、併ナガ  
ト此權益ガ何處マデモ日露戰役ノ賜デアル  
ト云フ所ノ觀念ヲ、「ソヴィエト」側ニ對シ  
テモ十分ニ認識セシメテ、「ボーツマス」條  
約ニ根據ノアルト云フコトヲ、十分ニ諒解  
セシメナケレバナラヌト思フノデアリマ  
ス、斯様ナ點ニ於テ、現在ノ露領ノ漁業ニ  
言フ迄モナク露領ニ於キマスル我ガ漁業權  
益ハ、明治三十七八年日露戰役ノ結果ニ依  
ル我國ノ重大ナル權益デアルコトハ言フ迄  
モアリマセヌガ、曩ニ露國ト條約ヲ締結致  
シマシタ時ハ、明治四十年ノ七月デアリマ  
ス、而シテ現在ノ日「ソ」間ニ於ケル條約  
ハ、昭和三年ノ五月ニ締結セラレタノデア  
リマシテ、此間二十二年ヲ經過致シテ居ル  
ノデアリマス、此間ニハ御承知ノ通リ世界  
大戰ナド、云フ劃期的ナ事件モアッタノデ  
アリマスルガ、舊條約ノ相手デアリマシタ  
帝政資本主義露西亞カラ、一變致シマシテ  
社會主義共和國ノ「ソヴィエト」聯邦ニ變ツ  
タノデアリマスルガ、斯様ニ時代ト事態ノ  
變化ガアリマシテモ——併ナガラ此兩國ノ  
間ニ締結セラレマシタ所ノ漁業條約ノ精  
神、我國ノ得テ居リマシタ漁業權益ノ意義  
ト云フモノニハ、一貫シタル所ノモノガナ  
ケレバナラヌコトハ言フ迄モナインデアリ  
マス、舊條約ニハ其條約ノ冒頭ニ、此條約  
間ニハ七五%、ソレヨリ尙ホ十年去リマシタ  
年ニハ我國ノ獲得致シマシタ漁區ノ比例ハ  
八九%、ソレヨリ十年經チマシタ大正五年  
年ニハ八六%、斯様ナ程度ニ非常ニ  
多クノ漁區ヲ獲得ヲ致シタノデアリマスル  
ガ、其後ニナリマシテ非常ニ、急激ニ漁區  
ノ獲得數が減少致シテ居ルノデアリマス、  
昭和四年ハ六五%ニナリ、是ハ「ソヴィエ  
ト」ガ漁業五箇年計畫ヲ立テタ年ニ當リマス  
ルガ、彼ノ島德事件ナドガ此年ニアッタノ  
デアリマス、昭和五年ニハ五五%、昭和  
六年ニハ五〇%、七年ガ五七%、八年五  
六%、九年五二%、斯様ナ風ニ漸次我ガ  
權益ガ縮小、減縮致シタ姿ニナリマシ  
テ、隨テ我國ガ之ニ依ツテ相當ナル損害

ヲ受ケテ居ルト云フコトニナル譯デアリ  
マス、斯様ナ状態ニアルノデアリマスル  
ガ、ドウ致シマシテモ前ニ述ベマスルヤウ  
ニ、此權益ハ日露戰爭ノ結果ニ依リ、我ガ  
十數万ノ同胞ノ血ト、二十七億ノ國帑ヲ費  
シタ、其二十七億ノ國帑ノ半分ハ外債デ  
アツテ、左様ナ多大ナ犠牲ヲ拂ツテ得タル所  
ノ權益デアリマスルカラ、此權益ノ意義、  
此精神ヲ何處マデモ一貫致シマシテ、即チ  
之ニ依ツテ相手ノ「ソヴィエト」ヲシマシテ、  
我國ノ權益ヲ十分ニ尊重セシムルコトニ致  
スペキデアルト考ヘルノデアリマス、是ガ  
我北方ノ漁業權益ヲ確立スル所ノ根本デ  
アルト考ヘルノデアリマスルガ、農林當局  
竝ニ外務當局ノ御所見ヲ承リタイトイ思フノ  
デアリマス

第二ニ承リタイノハ、日ソ漁業協約ノ  
缺陷デアリマス、此缺陷ニ付テハ、現外務  
大臣ハ最モ能ク御承知デアラウト思フノデ  
アリマス、只今田村君ノ御質疑ニ對シマシ  
テモ、善處スベク調査研究考慮中デアルヤ  
ウナ御答辯デアリマスルガ、新聞ニ依リマ  
體新條約ノ缺陷ガ何處ニアルカ、其主ナル  
モノヲ調べテ見マスルノニ、舊條約ト新條  
約ハ、大體其形ニ於テハ相似タルモノガア  
ルノデアリマスルガ、併ナガラ最モ私ノ問  
題トナルト考ヘマスルノハ、第二條ノ規定  
デアルト思フノデアリマス、是ハ舊條約モ  
新條約モ、字句ハ殆ド同ジデアリマス、唯新

條約ノ方ニハ、字ガ第二條ニニツダケ足リ  
ナクナツテ居ル、其條文ヲ簡單デアリマスカ  
ラ讀上ゲマスルト、漁區ノ貸下ハ其短期タ  
ルト長期タルトヲ間ハズ總テ競賣ノ方法ニ  
依ツテ之ヲ爲シ露西亞國臣民トノ間ニ何等  
ノ區別ヲ設クルコトナク云々ト云フコトガ  
アリマス、是ハ舊條約デアリマス、然ルニ  
新條約ノ方ノ第一條ニハ、總テト云フ字ヲ  
拔イタノデアリマス、總テ從來競落ノ方法  
ニ依ツタト云フ、此總テト云フノヲ拔イテ、  
サウシテ例外ヲ附加シテ居ルノデアリマ  
ス、ソレハ「兩締約國政府ノ合意アリタル  
漁區ハ競賣ニ依ラズシテ之ヲ貸付スルコト  
ヲ得ルモノトス」斯様ナモノガアルノデア  
リマスルガ、此總テト云フ文字ノ拔ケタコ  
ト、ソレト例外トシテ兩締約國政府ノ合意  
アリタル漁區ハ競賣ニ依ラナイ、斯様ナ事  
項デアリマスルガ、是モ考ヘヤウニ依ツテ  
ハ合意ガ調ツタモノハ競落ニ依ラナイノデ  
アリマスカラ、必シモ我國ノ不利益デハナ  
ク、場合ニ依リマシテハ之ヲ運用致シマシ  
テ、却テ利益ヲ得ル場合ヲ想像シ能ハナイ  
コトハナイノデアリマスケレドモ、實際ノ  
事例ニ依リマスルト、是ガ合意ノ調ハナ  
カッタ時ニハ如何ニスルカト云フヤウナ解  
決ノ策ガナインデアリマス、ソレデアリマ  
スカラ、却テ是ガ事柄ヲ紛糾セシムルコトニ  
スカラ、斯様ナモノハ今回ノ漁業  
協約ノ改訂ニ當ツテハ、第一ニ考慮改善セラ  
スガ、此國營ト云フ文字ハ、其當時我國ノ  
漁業交渉ニ當ツク者ナドモ、解釋ニ或ハ誤リ

ヲ來シタヤウニモ思ハレルノデアリマスル  
ガ、「ソヴィエト」聯邦デハ、企業ハ總テ國  
營デアル、個人ノ企業ヲ認メナイト云フコ  
トヲ原則ト致シテ居ルノデアリマス、此漁  
業ノ條約ニ於テモ、漁業ハ國營ニ依ツテ營  
業ノガ原則デアル、個人ノ企業ヲ認メナ  
ルノガ薄弱デアルト考ヘルノデアリマスガ、  
此點ニ重キヲ置カナイデ條約ヲ締結致シタ  
ハレルノデアリマス、左様ナ所カラシテ、  
ソレデアルカラ國營ト云フ文字ガ現レ  
テモ、左程驚カナカッタコトデアルヤウニ思  
ハレルノデアリマス、是等ノ點、尙又此他ニ漁業  
權ヲ例外トシテ附與スル場合ガアル、貸下  
ゲル場合ガアル、ソレハ地方ノ農民及漁民  
ニ對スルモノデアリマス、斯様ナ風ニ先ヅ  
國營、尙ホ又第二條ノ例外ノ場合ニ紛糾ヲ  
生ジテ、我ガ國人ガ獲得ノ出來ナイヤウナ  
場合、及地方農民、漁民ニ貸付ケルヤウナ  
漁區ヲ除ク、而モ國營ハ優先的ノ立場ニ居  
ル、優先シテ漁區ヲ留保スル、斯様ナコ  
トニナリマスル結果、我ガ國人ガ競落ニ參  
加スル所ノ漁區ガ非常ニ少クナル、此點ニ  
於テ或ガ漁業權益ニ非常ナル不安ヲ與ヘ、  
非常ニ漁業權益ヲ縮小セシムル、斯ウ云フ  
ヤウナ所ニ、此禍根ガ潛ンデ居ルヤウニ思  
フノデアリマス、斯様ナモノハ今回ノ漁業  
協約ノ改訂ニ當ツテハ、第一ニ考慮改善セラ  
ス、之ニ對スル農林當局及ビ外務當局ノ御  
所見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス  
第三ニ承リタイノハ、此取締法案ハ、殆

沖デ資源ヲ保護蕃殖スルト云フヤウナコト  
ハ、殆ド不可能デアラウト思フノデアリマ  
ス、陸ノ方ハドウカト申セバ、是ハ外國ノ  
領土デアル、左様ナ所ニ一營利會社ガ、資  
源ノ永續ヲ圖ルヤウナ施設ガ、一體ドウシ  
テ完全ニ出來ルノデアルカ、從來デモ露領  
水產組合ニシテモ、或ハ此日魯漁業ニ致シ  
マシテモ、資源ノ保護蕃殖ト云フヤウナコ  
トニハ、幾ラカ留意ヲ致シタヤウデアリマ  
スケレドモ、其實績ハ何等見ルベキモノガ  
ナイノデアリマス、左様ナ狀態ニ今日經過  
致シテ居ルノデアリマスガ、此時ニ當リマ  
シテ、此統制法ニ依ツテ、此會社ニ資源ノ永  
續施設ヲ行ハシメル、左様ナコトハ恐ラク  
私ハ不可能ノコトデアラウト考ヘルノデア  
リマス、是ハ少クトモ國家ノ力ニ依ツテ、殊  
ニ前カラ申上ダマスル通り、相手ノ「ソヴィ  
エト」ノ狀態ハ、先程外務大臣ハ甚ダ圓滑  
ニ何カ物ガ運ンデ居ルヤウニ言ハレマスケ  
レドモ、此漁業ノ問題ニ付テハ、中々左  
様ナ樂觀ヲスペキ問題デハアリマセヌ、左  
様ナ所ニ於テ、資源ノ永續ノ施設ヲ爲サル  
ナドト云フニハ、國家自ラ之ニ當ルノデナ  
ケレバ、到底完璧ヲ期スルコトハ私ハ出來  
ナイト思フノデアリマス、左様ナモノヲ此  
營利會社ニ仰付ケテモ、何等ノ效果ヲ擧ゲ  
得ナイ結果ニ相成ルグラウト考ヘルノデア  
リマス、是ガ此法案ノ提案根據ノ薄弱ナル  
第一點デアルト考ヘルノデアリマス、第三  
ハ、生產品ノ販賣統制ト云フコトヲ言ハレ

ルケレドモ、斯様ナコトハ前申上ゲル通り、レタ以上、販賣ノ統制モ何モナイデハナイカ、多數ノモノガアッテコソ、茲ニ販賣統制ト云フ施設ガ必要デアリマセウ、而モ此區域ニハ新タニ企業ヲ許サヌト云フコトデアル以上、一體何ノ必要ガアルノデアリマセウカ、從來多數ノ企業者ガアル場合デモ、企業者自ラノ統制ニ依ッテ調節ヲ圖ッテ、十分ニ其目的ヲ達成シテ居ルト私ハ考ヘルノデアリマス、ソレニ今更斯様ナモノニ依ッテ販賣ノ統制ヲ圖ルナドト云フコトハ、愈々此法案ノ提出ノ根據ガ薄弱デアルト申サンケレバナラヌノデアリマス、斯ウ云フ風ニ考ヘマスト、少ナクモ此三點ダケデモ、斯ル法案提出ノ根據無シト考ヘルノデアリマスガ、農林當局ハ如何ニ御考ニナルノデアリマスカ

可ノ數ガ多クナリマシテ、サウシテ現在ノ  
状態ヲ見マスルト、許可數ガ定置漁業ノ建  
網ガ四十六件、ソレノ九年ニ於ケル出漁數  
ガ十件、巾著網ガ五十件、是ハ出漁ナシ、  
揚縄網ガ十五件、是モ出漁ナシ、浮曳落シ  
網ガ二十五件デ、是ハ出漁ナシ、流シ網ガ  
十四万三千反ノ許可數デ、三万反ノ出漁ガ  
アツタ、母船式ノ數ガ四十四隻デ、出漁シタ  
モノガ十七隻ニナツテ居リマス、斯様ニ非常  
ニ澤山許可ヲセラレテ、沖取漁業ヲ獎勵セ  
ラレタ、サウシテ遽ニ今日之ヲ縮小スルト  
云フコトハ、甚ダ不可思議デアル、急ニ其  
必要ヲ認メタト言フカモ知レマセヌガ、斯  
様ニ多數ノモノヲ認可シテ、若シ是等ガ總  
テ出漁シタナラバ、一體今日如何ナル結果  
ニナツテ居ツタノデアルカ、斯様ナコトヲ考  
ヘテ見マスルト、農林當局ハ寔ニ無方針デ  
アル、此前モ農林當局ノ無方針ヲ非難致シ  
タノデアリマスルガ、機船底曳網ニシマシ  
テモ、無暗ニ許シテ、後デ之ヲ持テ餘シテ  
居ル、斯様ニ多數ノモノヲ許シテ、サウシテ  
テ今日ハ急ニ之ヲ減縮シナケレバ、資源ノ  
永續ガドウトカ、或ハ日「ソ」ノ漁業條約ノ  
上ニドウデアルトカ云フヤウナコトヲ言ツテ  
居ル、一體之ヲ豫期シナカツタノデアルカ、  
左様ナ無方針ノ下ニ許シテ置イテ、サウシテ  
アリマス、殊ニ對外的ノ關係日「ソ」ノ漁業  
條約ヲ好轉スル爲ニ減縮スル必要ガアル  
業條約ヲ好轉スル爲ニ減縮スル必要ガアル

スルガ、左様ナコトニスレバ、是ハ農林當局ダケニ依ツテ之ヲ決定セラルベキモノノデハナイト思ヒマス、即チ此場合ニハ外務省ト協議ヲナサルノガ當然デアリマスルガ、農林省トシテ外務省ニ協議サレタコトガアルカ、又外務省トシテハ、對外的關係ニ於テ、農林省ガ獨自ノ考デ斯様ナ制限ヲ致シ、而シテ是ハ日「ソ」漁業條約ヲ好轉セシムル爲デアルト云フノデアリマスガ、ソレヲ外務當局ハ御承認ニナルノデアリマスルカ、此點ニ付テ承リタイト思フノデアリマス

スルケレドモ、彼等ノ使フ所ノ國家的事業ノ意義ハ餘程達フノデアリマス、此權益ヲドウシテモ矢張國家ガ守ルト同時ニ、此權益ヲ國家ガ最モ活用ヲ致サナケレバナラズ、是等ニ付テハ貴族院ニ於テモ論議セラレタヤウデアリマスルガ、政府當局ノ意見ハ、マダソコマデニ至ツテ居リマセヌ、而シハシムルト云フコトハ、不合理デアリマスルガ故ニ、之ニ對シテ所謂納付金ナドノ制度ヲ設ケテ、或ル程度ノ利益ヲ國家ニ提供スル、斯様ナコトニ付テ貴族院ハ希望決議ヲ附シタヤウデアリマスケレドモ、左様ナ程度デハ私ハ満足スペキモノデナイト考ヘルノデアリマス、而モ此權益其モノヲ一營利會社ニ委ネテ居リマスルガ、日魯漁業會社ナドニ於キマシテハ、此權益ヲ資產トシテ評價ヲ致シテ居ル、固ヨリ借入レタ所ノ漁區ヲ、之ヲ或ル程度ニ評價ヲ致シテ資產ト致スコトハ、不都合ダトハ考ヘマセヌケレドモ、併ナガラ其見積タルヤ驚クベキ所ノ額ニナツテ居ルノデアリマス、茲ニ最近ノ日魯漁業ノ事業報告書ガアリマスルガ、ソレニ依リマスト、資本ガ五千三百八十万圓、此中拂込金額ガ三千六百五十五万圓、ソレ見テ居ルノデアリマス、拂込資本金ノ半

國家ノ權益ヲ借受ケマシテ、ソレヲ斯ノ如ク庵大ニ見積ルト云フコトハ、私ハ至當デナイト考ヘル、假ニ是ダケノ値打ガアルナラバ、少クモ此半額ハ國家ニ納メテ宜シイト考ヘルノデアリマス、尙ホ之ニ例ノ低利資金ヲ東拓ヲ通シテ日魯漁業ニ融通致シテ居ルモノガ九百万圓モアル、斯様ナモノヲ國家ノ出資ト致シマシテ、茲ニ半官半民ノ會社ヲ揃ヘルコトハ、至ツテ簡単ニ行フコトガ出來ルト思フノデアリマス、斯様ナコトニシテコソ、初メテ本當ニ此法案ニアリマス所ノ、第二條ニ所謂「會社ノ取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併竝ニ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ」是ガ本當ニビツタリ當嵌ツテ意義ヲ成スコト、私ハ思フノデアリマス、今日此統制ヲ受クル所ノ日魯會社ハ何ト言ウテ居ルカ、此第二條ニ付テ大ナル不服ヲ有ツテ居ルコトハ、諸君御承知デアリマセ文、斯様ナコトマデ干渉セラレルコトハ、甚ダ心外デアルト云フコトヲ言ハレテ居ル、而シテ茲ニ最近數日前ニ發行ニナリマシタ……

次ニハ此法案ノ適用範圍デアリマス、當局ノ説明ニ依リマスト、是ハ北緯四十一度以北ノ日本海「オホーツク」海ベーリング」海ナドノ、北太平洋一帶ノ區域ヲ指スト云フコトデアリマスガ、併ナガラ此範圍ニ於キマシテハ、鮭、鱈、蟹或ハ鱈、鰯、オ鮓、其外ノ種々ナル魚族ガアルノデアリマス、是等モ此法案ニ依リマスト、矢張企業ヲ認可シ得ルヤウニ見エルノデアリマス、先程ノ御話ニ依レバ、少クモ鮭、鱈ニ付テハ、現在以上ニ許サヌト云フコトデアリマスルガ、サウ致シマスト此區域以外即チ此法案ハ從來露領ニ於ケル漁業ニノミ限ラレルノデアッテ、ソレ以外ノ範圍、即チ或ハ「ブリストル」灣デアルトカ、或ハ「アリューシャン」方面トカ、左様ナ方面ニハ是ガ適用ガナイモノデアルト考ヘルノデアリマスガ、其通リデアリマスカ、當局ノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

漁スル所ノ漁夫共ノ失業ヲ防グ爲ニ、一箇年間延期スルト云フコトニ決定ヲセラレタ、サウシテ當業者ガ各々歸ツタ後ニ、又急ニ呼出しテ、今度ハ大合同ヲ命ゼラレタ、所謂朝令暮改ト云フコトガアリマスガ、此僅カノ間ニ一體何故左様ニ方針ヲ變ヘラレタノデアルカ、之ヲ惡ク考ヘマスルト、先づ差當リ三割制限ヲ以テ臨ンデ、之ニ反對ニ會ウタガ爲ニ、三百十一艘ノモノヲ三百艘タケニ制限ヲシテ、其以外ニ先程讀上ゲマシタ種々ナル權利ヲ、是ハ制限外デアルト云フ所カラ、之ヲ無價値ノモノニシテシマツチ、サウシテ置イテ此合同ヲ強要致シタ、當業者ガ之ニ對シテ種々ナル反對意見ヲ有ツテ、當局ニ嘆願ヲ致シタニ拘ラズ之ヲ一蹴シタ、是ハ農林次官長瀬君、並ニ局長ノ戸田君、或ハ監督課長、斯様ナ人、或ハ越田技師ノ如キ、斯様ナ人々ガ非常ニ之ヲ強要致シテ、サウシテ而モ十二月ノ末ニナッテ、漸ク此合同ニ泣ク／＼當業者ガ應諾スル、左様ナ場合ニ至リマシテモ、當業者ノ中ニハ株式會社ガ五ツアル、個人ノ企業ガ三ツアル、少クモ此株式會社ハ法人トシテ、ソレ／＼ノ手續ヲ執ラナケレバナラナイ、自分ノ存在ヲ失フヤウナ、或ハ是ハ解散デアルカ、併呑合併デアルカ知リマセヌケレドモ、免モ角モ自分ノ存在ニ關スル重大ナル問題、之ニ對シテ所謂株主總會ヲ開ク餘裕ヲ與ヘテ貴ヒタイト云フコトノ申出マデモ拒絕ラシタ、サウシテ直チニ同意スペキコトヲ脅迫ガマシクヤツタノデアリマス、何故脅迫ガ

ハ、當業者ガ請書ヲ取ラレテ居ル、其請書ニハ、將來農林省ガ國策上合同ヲ提唱スル時ニハ異議ナク參加スル、此請書ヲ取ラレテ居リマスガ爲ニ、若シ之ニ應ジナケレバ許可ヲ取消スト云フヤウナコトヲ仄カシテ、サウシテ否應ナシニ承諾セシメタ、斯様ナコトヲ一體取急イデヤラナケレバナラヌ理由由ハ何處ニアル、少クモソレドヽ五十万圓カラノ資本ヲ有ツタ會社デアル、是ガ合併スル、其權利ヲ讓渡スル、斯ウ云フ場合ニ、其手續ヲ踏ムコトノ餘裕ヲ與ヘナイト云フコトハ、今日ノ法治國ノ何處ニアリマスカ、左様ナコトヲ致シテ、到頭無理往生ニ之ヲ合併セシメタ、其爲ニ其會社ノ中ニハ、其後ニ非常ナ紛糾ヲ釀シタモノモアルデハアリマセヌカ、其結果ハ聞ク所ニ依レバ、新太平洋漁業ハ——此異議ヲ述べタ會社、即チ株主ノ中カラ强硬ナ者ガ出テ、事後承認ヲ與ヘナイ、其爲ニ會社ハ紛糾致シテ、其社長ハ責任ヲ取ラナケレバナラナイ、社長ノ爲シタル行爲ヲ認メナイト云フコトニナル、左様ナモノ、生ズルノハ當然ダ、左様ナモノヲ緩和スル爲ニ、來年度出漁スル三百艘ノ中、五十艘ダケハ其會社ノ自由ニ任シテ、其利益ヲ其會社ニ與ヘル、斯ウ云ノデアル、斯ウ云フヤウナコトマテ致シテ、フヤウナ便宜主義ヲ執ッタラシイ、ソレニ對シテハ局長モ幹旋ヲ致シテ居ル事實ガアル、一體此合同ヲサセナケレバナラヌ理由ガ何處ニアルノデアルカ、左様ナコトハ大ナル

是ハ官紀紊亂デアルト申サナケレバナラ  
又、所謂官權ノ濫用ダ、此商法ニ定メラレ  
タ所ノ株式會社ノ合併ニ關スル所ノ規定、  
斯様ナモノヲ無視シタト云フヤウナコトハ、  
一體ドウ云フ所ニアルノデアルカ、一體ド  
ウ云フ考デ左様ナコトマデサレタノデアル  
カ、何モ二週間、三週間ノ餘裕ヲ與ヘ得ナ  
イヤウナ、火急ナ狀態ガ何處ニアッタノデア  
ルカ、斯ウ云フ點ニ付テ當局ノ辯明ヲ聽キ  
タイト思フノデアリマス、甚ダ長クナリマ  
シタガ、以上ヲ以テ私ノ質疑ヲ終リマス(拍  
手)

〔國務大臣廣田弘毅君登壇〕

ニ存在スル條約、殊ニ「ボーツマス」條約ノ如キモノハ、飽迄其效力ヲ維持スペキモノデアル、其中ニハ此漁業權ト云フ重大ナ點ガ規定シテアリマスノデ、此「ボーツマス」條約ヲ依然有效トスルコトヲ認メナケレバ國交ヲ開始セナイト云フコトヲ主張致シマシタ結果、北京ニ於テ協定致シマシタ國交開始ニ關スル條約中ニハ、明ニ其效力ノ有效デアルコトガ書イテアルノデアリマス、ソレハ全ク漁業權ノ爲ニ書イタノデアリマス、  
ス、隨ヒマシテ其後ノ漁業權ニ關スル條約ニ、特ニ其事ガ書イテアッテモナクテモ、私ハ大シタ差ハナイト思フノデアリマス、此  
權利ヲ飽迄「ボーツマス」條約ニ基イテ居ルト云フ御意見ニ、私ハ全然同感デアリマス、  
新條約、現行條約中ニ、色々日本ニ取ツテ  
不利益ノ點ガアルト云フノデ、其第二條ノ  
規定、第九條ノ國營ト個人企業ノ範圍ニ關  
スル點、其他地方農漁民ニ對シ特別ノ貸付  
ヲ致シマスル漁區ノ點等ニ付テ、御指摘ニ  
相成ツクノデアリマスガ、是等ハ從來モ兩國  
ノ間ニ屢々討議ノ問題トナッタノデアリマス  
ノデ、將來斯ウ云フ點ニ付テハ、新シク條  
約ヲ改訂致シマス場合ニハ、適當ニ解決シ  
置クベキ問題デアルト思フノデアリマス、  
尙ホ第四項ノ御質問中ニ、沖取漁業ノ制限  
ノコトニ付テハ、外務省ハ之ヲ承知シテ居ツ  
タルト思ツテ從來居ルノデアリマス、尙ホ此沖  
タカドウカト云フコトデアリマスガ、私ハ

(政府委員守屋榮夫君登壇)

ハ日本トシテ適當ナコトデアルト云フ感シ  
ヲ有シテ居ツタノデアリマス、隨ヒマシテ沖  
取漁業ノ制限ノ意嚮ガアルト云フコトハ、  
私モ承知シテ居ツタノデアリマス、此事ヲ御  
答辯致シマス(拍手)

○政府委員守屋榮夫君登壇) 〔政府委員守屋榮夫君登壇〕

問ニ御答致シマス、第一點及第二點ニ付キ  
マシテハ、只今外務大臣カラ御答ガゴザイ  
マシタ、農林當局ト致シマシテモ、外務省  
ト協力致シマシテ、御趣旨ヲ實現スルコト  
ニ付テ盡力致シタイト考ヘテ居リマス、第  
三點ハ、本法制定ノ理由カ薄弱デアルト云  
フ御意見デゴザイマシタガ、農林當局ト致  
シマシテハ、露領漁業竝ニ母船式沖取漁業  
ガ、其資源維持ノ上カラ考ヘマシテモ、又  
其製品ノ統一調節ノ上カラ考ヘマシテモ、又  
日ソ條約ノ改正ニ對スル準備ノ上カラ考  
ヘマシテモ、此際統制ヲスルト云フ必要ヲ  
感ジ、自ラ進ンデ合同シタノデアリマスカ  
ラ、其合同ニ依ッテ生ジタル獨占的位置ト云  
フモノヲ確保スルコトガ必要デアルト考ヘ  
マス、隨テ本法ヲ制定致シマシテ、一面ニ  
於テハ其獨占的位置ヲ保護シマスルト共ニ、  
他面ニ於テハ十分之ヲ國家的見地カラ監督  
致シマシテ、獨占的事業ノ往々ニシテ陥リ  
勝デアル公共的ノ利益ヲ無視スルトカ、或  
ハ國民的利益ヲ無視スルトカ云フヤウナコ  
トノナイヤウニ、取締ラシテ行ク積リデア  
リマス、其點カラ考ヘマシテモ、本法ト云  
ハ是非制定シナケレバナラヌト考ヘ

ル次第デゴザイマス、第四點ハ、母船式沖取漁業ノ取締ニ關スル方針ガ、無方針デハナイカト云フ御質問デゴザイマシタ、此點ニ付テハ手代木君ハ能ク沖取漁業——母船式鮭、鱈漁業發達ノ經路ヲ御承知ニナツテ居ラレルノデアリマス、是ハ對外的關係モゴザイマスルシ、對內的關係モゴザイマシテ、其事情ニ即シテ政府トシテハ方針ヲ樹テナケレバナラヌモノト考ヘマス、隨テ今日政府ノ執ツテ居リマスル方針ハ適當ナモノデアルト、斯ウ考ヘテ居ル次第デゴザイマス、第五點ハ、斯ウシタ獨占的會社ト云フモノハ、之ヲ半官半民ノ會社ニ組直スコトガ宜クハナイカ、ソレガ出來ナイナラバ、政府ニ對スル納付金制度ト云フモノヲ設クルコトガ必要デナイカト云フコトデゴザイマシタ、是ハ御趣旨ハ御尤ト思ヒマス、例ヘバ北樺太ニ於ケル石炭、石油探掘ノ權利ヲ、或ル株式會社ニ與ヘマシタ時ニハ、サウ云フ方法ヲ講ジタノデアリマス、隨テ新シク獨占的ナ會社ヲ作リマシテ、他ニ競爭ベキ會社ヲ作ラナイト云フヤウナ場合デゴザイマスルナラバ、御趣旨ノ通リヤリマシテ、少シモ支障ガナイト考ヘマスガ、今日ノ日魯漁業株式會社、太平洋漁業株式會社ト云フモノハ、長イ間ノ歴史ヲ有シテ居リマシテ、今日辛ウジテ合同ノ時代ニ達シタノデアリマスガ、其時代ニ之ヲ半官半民ノ會社ニスル、或ハ之ニ納付金ヲ直チニ命ズルト云フコトハ如何カト考ヘマシテ、先づ本法ノ適用ニ依ツテ之ヲ保護シ、

取締ル途ヲ講ジタ次第デゴザイマス、第六ノ本法ノ適用範圍ハ、北緯四十一度以北ノ海洋デアルコトハ申ス迄モナイノデアリマスルガ、取締ヲ受クル會社ニ付キマシテハ、主務大臣カラ之ヲ指定スルコトニナツタノデアリマシテ、其指定サレル會社ト云フモノハ、只今ノ所デハ日魯漁業株式會社ト太平洋漁業株式會社ニ限定スル考デゴザイマス、此露領漁業ノ區域以外ニ於テ、新シク母船式ノ鮭鱈漁業ノ企業ヲ認メルカドウカト云フコトニ付テハ、是ハ本法トハ何モ關係ノナイコトデアリマス、第七ハ、本法ノ制定ニ關聯シテ、年末カラ今春ニ掛ケマシテ、沖取鮭鱈漁業ノ合同ニ關スル經緯ガアッタト云フコトニ付テ、當局ノ措置ナドニ付テノ御批判ノ點モアッタヤウデアリマスガ、私ノ承知致シマスル所デハ、是ハ各關係業者ノ合意ニ依テ、此合同ヲ實現シタノデアリマシテ、其間ニ於テ當局者方親切ニ、之ニ關シテ注意ラシ、指導シタト云フヤウナコトガアッタデアラウト考ヘマスルガ、其間ニ今御話ノヤウナ兔角ノ經緯ガアッタトハ考ヘテ居ラヌノデアリマス(拍手)疑ハ是デ打切りマス

第三

第四 治造組合法中改正法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會

○議長（濱田國松君） 本案ノ審査ヲ付託ス  
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

### 酒造組合法中左ノ通改正ス

○青木雷三郎君 本案ハ政府提出、倉庫業法委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス

一組會員ノ原料品ノ購入、保管及押

議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

## 二 組合員ノ營業ニ關スル指導、研究

ス、仍テ勧議ノ如ク決シマシタ——日程第  
五、朝鮮事業公債法中改正法律案ノ第一讀

組合ハ前項ノ事業ニ併セ組合員ニ對之  
其ノ營業ニ必要ナレ資金ノ貸付ヲ行フ

會員松山常次郎君

コトヲ得

第五 朝鮮事業公債法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會ノ續

〔政府委員男爵矢吹省三君登壇〕

報告書  
一朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提

ケリマシタ酒造組合法中改正法律案ニ付  
ク、其大要ヲ御説明致シマス、我國酒造業

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
因

現狀ニ鑑ミマシテ、酒造組合ニ對シ組合員ノ使用スル原料品ノ購入、保管、加工、

候此段及報告候也  
昭和十年三月十四日

共同施設、其他組合員ノ營業ニ關スル指

委員長 楊山常次  
衆議院議長濱田國松殿

○松山常次郎君 朝鮮事業公債法中改正法

律案ノ委員會ニ於ケル經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、本委員會ハ去ル三月ノ四日第一回ヲ開キマシタ、私ガ委員長ニ、森田福市君、豊田豊吉君ガ理事ニ選舉セラレタノデアリマス、爾來四回質問應答ヲ繼續致シマシタ、此法律案ハ初メニ説明セラレマシタル如ク、朝鮮事業公債ニ於テ新タニ九百六十萬圓ヲ補充シ得ルコトニシヨウト云フ改正案デゴザイマシテ、其中九十五萬圓ハ建設費デゴザイマシテ、平壌ノ北ノ順川カラ満浦鎮ニ至ル鐵道ガ、昭和十三年迄ニ完成スルコトニナッテ居ルノデアリマス、ト同時ニ滿洲國方面ニ於キマシテモ、此期間内ニ鐵道ガ著イテ來ルコトニナリマスノデ、是ト連絡スル必要ガゴザイマス、即チ鴨綠江上ニ於キマシテ鐵橋ヲ架設シテ、之ニ附帶スル線路ヲ敷設スル費用デゴザイマス、滿洲國ト協定ノ結果、朝鮮側ニ於テ負擔スペキ金額ガ、九十五萬圓ニナッテ居ルノデゴザイマス、後八百六十萬圓ハ改良費デゴザイマス、段々朝鮮ニ於テ貨物ノ輸送量ノ増加シタコト、特ニ時局ニ關聯致シマシテ、其輸送能力ヲ増ス必要上カラ、鐵道ノ改良工事ヲヤルト云フコトニナッタノデアリマス、五百五十萬圓ハ京義線、京釜線ノ改良費デアリマス、二百三十萬圓ハ京元線ト咸鏡線ノ改良費デアリマス、八十万圓ハ滿鐵ニ移管ニナッテ居リマスル圖們線ノ改良費デアリマス、之ヲ併シマシテ八百六十萬圓ノ改

良費ヲ使フト云フコトニナッテ居ルノデアリマス

ニ於テモツト工事ヲ盛ニシロ、寧ロ鐵道計畫ヲ繰上ゲテ、仕事ヲ澤山拵ヘテ、内地ニ多

ク朝鮮人ノ來ナイヤウニスルガ宜カラウト云フ希望デアリマス、民政黨ヲ代表致シマシテ中島彌園次君ガ、贊成ノ意見ヲ述べラ

マシタ

ガ、一點重要ナル點ヲ申上げタイト思フノテ輸送能力ヲ増シテモ、是ハ日本内地及滿洲方面ニ於ケルモノト均衡方取レナケレバ、何ニモナラナイコトデアル、ソレガドウ云フコトニナルノデアルカト云フ質問ニ對シテ、政府當局ノ答ヘマシタル所ハ、内地ニ於テモ、滿洲ニ於テモ、改良工事ハ進ンデ居ルノデアル、特ニ朝鮮ガ其點ニ於テ遅レテ居ルノデアル、一例ヲ申シマスレバ、其「レール」ノ點ニ於テ、東海道線ナリ、山陽線ハ、百封度ノ「レール」ヲ使ッテ居ル、滿鐵本線ニ於テモ、百封度ノ「レール」ヲ使ッテ居ルガ、朝鮮ニ於テハ七十五封度ノ「レール」ヲ多く使ッテ居ルノデアル、斯ウ云フコトデアル、但シ安奉線ガマダ八十封度ノヤウデアルガ之ヲ改善スルコトニ付テハ

(議長退席、副議長著席)

滿鐵ト交渉中デアルト云フコトデアリマス、質問應答ハ大體ソレデ終リマシタノデ、去ル十四日ヲ以テ質問ヲ終了シ討論ニ入ッタノデアリマス、政友會ヲ代表致シマシテ、森田福市君ガ討論ノ衝ニ當ッタノデアリマスガ、其中ニ森田君ハ之ニ賛成ヲセラレタノデアリマス、希望ヲ述ベラレテ

居リマス、即チ内地ニ朝鮮人ガ澤山入ッテ居ルガ、之ヲモット止メル方法トシテ、朝鮮

メマス、仍テ本案ノ第二讀會ノ開クニ決シ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通

マシタ

リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(植原悅二郎君) 青木君ノ動議ニ原彦三郎君ガ、同ジク贊成ノ意思ヲ表示セラタノデアリマスルガ、是モ希望ヲ述べ

ラ

ラレテ居リマス、ソレハ、滿洲事變ニ際シテ、朝鮮人ガ穩健ナル態度ヲ執ッタト云フコトニ付テ賞讃ラセラレテ、日本國民トシテモ之ニ對シテ相當ニ酬ユル所ガナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ前提ト致シ

マシテ、ドウモ朝鮮總督府ノヤル所ヲ見ル

ノニ、設備、制度ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人民ノ幸福ヲ増スト云フコトニ於テ、注意ガ十分行届イテ居ラナイヤウデアル、即チ物ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人ニ對スル注意ガ足リナイヤウニ思フ、此點ニ付テ特ニ注意ラシテ貴ヒタイト云フ希望デアツタノデアリマス、以上デ討論ガ終リマシタノデ、採決ニ入リマシテ、滿場一致贊成ノ意ヲ表シタ譯デアリマス、即チ可決セラレタ譯デアリマス、ドウカ本議場ニ於キマシテモ、滿場一致贊成セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認

リマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

マシタ

日程第六及第七ハ同一委員ニ付託セラレタル議案デアリマスカラ、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

マシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(植原悅二郎君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報

マシタ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

マシタ

タル議案デアリマスカラ、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

マシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認

マシタ

メマス、仍テ日程第六、市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案、日程第七、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開

マシタ

キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——川口義久君

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 本案ニ付テハ別ニ質疑ノ通告ガアリマセヌ、本案ノ第二讀會ヲ開

マシタ

ク朝鮮人ノ來ナイヤウニスルガ宜カラウト云フ希望アリマセヌ

マシタ

シテ中島彌園次君ガ、贊成ノ意見ヲ述べラ

マシタ

レマシタ、國民同盟ヲ代表セラレマシテ栗原彦三郎君ガ、同ジク贊成ノ意思ヲ表示セラ

マシタ

ラレタノデアリマスルガ、是モ希望ヲ述べ

マシタ

ラレテ居リマス、ソレハ、滿洲事變ニ際シテ、朝鮮人ガ穩健ナル態度ヲ執ッタト云フコトニ付テ賞讃ラセラレテ、日本國民トシテモ之ニ對シテ相當ニ酬ユル所ガナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ前提ト致シ

マシタ

マシテ、ドウモ朝鮮總督府ノヤル所ヲ見ル

マシタ

ノニ、設備、制度ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人民ノ幸福ヲ増スト云フコトニ於テ、注意ガ十分行届イテ居ラナイヤウデアル、即チ物ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人ニ對スル注意ガ足リナイヤウニ思フ、此點ニ付テ特ニ注意ラシテ貴ヒタイト云フ希望デアツタノデアリマス、以上デ討論ガ終リマシタノデ、採決ニ入リマシテ、滿場一致贊成ノ意ヲ表シタ譯デアリマス、即チ可決セラレタ譯デアリマス、ドウカ本議場ニ於キマシテモ、滿場一致贊成セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 别ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報

マシタ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

マシタ

タル議案デアリマスカラ、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

マシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認

マシタ

メマス、仍テ日程第六、市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案、日程第七、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開

マシタ

キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——川口義久君

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 本案ニ付テハ別ニ質疑ノ通告ガアリマセヌ、本案ノ第二讀會ヲ開

マシタ

ク朝鮮人ノ來ナイヤウニスルガ宜カラウト云フ希望アリマセヌ

マシタ

シテ中島彌園次君ガ、贊成ノ意見ヲ述べラ

マシタ

レマシタ、國民同盟ヲ代表セラレマシテ栗原彦三郎君ガ、同ジク贊成ノ意思ヲ表示セラ

マシタ

ラレタノデアリマスルガ、是モ希望ヲ述べ

マシタ

ラレテ居リマス、ソレハ、滿洲事變ニ際シテ、朝鮮人ガ穩健ナル態度ヲ執ッタト云フコトニ付テ賞讃ラセラレテ、日本國民トシテモ之ニ對シテ相當ニ酬ユル所ガナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ前提ト致シ

マシタ

マシテ、ドウモ朝鮮總督府ノヤル所ヲ見ル

マシタ

ノニ、設備、制度ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人民ノ幸福ヲ増スト云フコトニ於テ、注意ガ十分行届イテ居ラナイヤウデアル、即チ物ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人ニ對スル注意ガ足リナイヤウニ思フ、此點ニ付テ特ニ注意ラシテ貴ヒタイト云フ希望デアツタノデアリマス、以上デ討論ガ終リマシタノデ、採決ニ入リマシテ、滿場一致贊成ノ意ヲ表シタ譯デアリマス、即チ可決セラレタ譯デアリマス、ドウカ本議場ニ於キマシテモ、滿場一致贊成セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 别ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報

マシタ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

マシタ

タル議案デアリマスカラ、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

マシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認

マシタ

メマス、仍テ日程第六、市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案、日程第七、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開

マシタ

キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——川口義久君

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 本案ニ付テハ別ニ質疑ノ通告ガアリマセヌ、本案ノ第二讀會ヲ開

マシタ

ク朝鮮人ノ來ナイヤウニスルガ宜カラウト云フ希望アリマセヌ

マシタ

シテ中島彌園次君ガ、贊成ノ意見ヲ述べラ

マシタ

レマシタ、國民同盟ヲ代表セラレマシテ栗原彦三郎君ガ、同ジク贊成ノ意思ヲ表示セラ

マシタ

ラレタノデアリマスルガ、是モ希望ヲ述べ

マシタ

ラレテ居リマス、ソレハ、滿洲事變ニ際シテ、朝鮮人ガ穩健ナル態度ヲ執ッタト云フコトニ付テ賞讃ラセラレテ、日本國民トシテモ之ニ對シテ相當ニ酬ユル所ガナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ前提ト致シ

マシタ

マシテ、ドウモ朝鮮總督府ノヤル所ヲ見ル

マシタ

ノニ、設備、制度ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人民ノ幸福ヲ増スト云フコトニ於テ、注意ガ十分行届イテ居ラナイヤウデアル、即チ物ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人ニ對スル注意ガ足リナイヤウニ思フ、此點ニ付テ特ニ注意ラシテ貴ヒタイト云フ希望デアツタノデアリマス、以上デ討論ガ終リマシタノデ、採決ニ入リマシテ、滿場一致贊成ノ意ヲ表シタ譯デアリマス、即チ可決セラレタ譯デアリマス、ドウカ本議場ニ於キマシテモ、滿場一致贊成セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 别ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報

マシタ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

マシタ

タル議案デアリマスカラ、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

マシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認

マシタ

メマス、仍テ日程第六、市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案、日程第七、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開

マシタ

キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——川口義久君

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 本案ニ付テハ別ニ質疑ノ通告ガアリマセヌ、本案ノ第二讀會ヲ開

マシタ

ク朝鮮人ノ來ナイヤウニスルガ宜カラウト云フ希望アリマセヌ

マシタ

シテ中島彌園次君ガ、贊成ノ意見ヲ述べラ

マシタ

レマシタ、國民同盟ヲ代表セラレマシテ栗原彦三郎君ガ、同ジク贊成ノ意思ヲ表示セラ

マシタ

ラレタノデアリマスルガ、是モ希望ヲ述べ

マシタ

ラレテ居リマス、ソレハ、滿洲事變ニ際シテ、朝鮮人ガ穩健ナル態度ヲ執ッタト云フコトニ付テ賞讃ラセラレテ、日本國民トシテモ之ニ對シテ相當ニ酬ユル所ガナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ前提ト致シ

マシタ

マシテ、ドウモ朝鮮總督府ノヤル所ヲ見ル

マシタ

ノニ、設備、制度ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人民ノ幸福ヲ増スト云フコトニ於テ、注意ガ十分行届イテ居ラナイヤウデアル、即チ物ニ於テハ整ウテ居ルケレドモ、人ニ對スル注意ガ足リナイヤウニ思フ、此點ニ付テ特ニ注意ラシテ貴ヒタイト云フ希望デアツタノデアリマス、以上デ討論ガ終リマシタノデ、採決ニ入リマシテ、滿場一致贊成ノ意ヲ表シタ譯デアリマス、即チ可決セラレタ譯デアリマス、ドウカ本議場ニ於キマシテモ、滿場一致贊成セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

マシタ

○副議長(植原悅二郎君) 别ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報

マシタ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

マシタ

タル議案デアリマスカラ、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

マシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認

マシタ

メマス、仍テ日程第六、市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案、日程第七、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開

マシタ

キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——川口義久君

マシタ

第七 公立學校職員年功加俸國庫補助

法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法

中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十年三月十四日

委員長 川口 義久

衆議院議長濱田國松殿

附帶決議

一 政府ハ昭和十一年度ニ於テ市町村ニ於  
ケル尋常小學校費臨時國庫補助ノ減額  
ニ因リ増稅、教職員ノ誠首、教員俸給  
ノ不拂等ナカラシムルヤウ適當ノ措置  
ヲ講スヘシ

二 本法ハ過去三年間窮乏ノ地方財政ヲ  
救濟シ義務教育ノ遂行ニ資スル處甚大  
ナルモノアリ仍テ政府ハ昭和十一年度  
以降ニ於テモ尙本法ヲ存續シ且其ノ豫  
算ノ増額ヲ期スヘシ

報告書

一公立學校職員年功加俸國庫補助法中改  
正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十年三月十四日

委員長 川口 義久

リマス、斯ウ言ツタ答辯ガアリマシタ、次ニ

官報號外 昭和十年三月十七日 衆議院議事速記録第二十八號

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案外一件 第一讀會ノ續

○川口義久君 只今議題トナリマシタ兩案

ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告申上ゲマ

ス

先づ最初ニ市町村立尋常小學校費臨時國  
庫補助法中改正法律案、本案ハ時局匡救對  
策トシテ、昭和七年度カラ九年度マデ三箇  
年間、毎年國庫カラ千二百万圓ヲ支出シ、

市町村立尋常小學校ノ經常費ヲ補助シテ來  
タノデアリマスガ、昭和十一年度ニ於キマシ

テ、九百万圓ヲ支出スルコトニ豫算ニ計上

サレマシタ關係上、本法モ補助期間ヲ十年

度マデ延長シ、併セテ市町村ニ對スル補助

金交付ノ割合ヲ變更スル必要アリト云フノ

デアリマス、委員會ノ詳細ノコトハ速記錄

ヲ御覽ヲ願フコトニ致シマシテ、唯一二主

ナル所ヲ御紹介申上ゲタイト思ヒマス、木

村委員カラ、大體斯ウ云フヤウナ質問ガ出

マシタ、總理大臣ガ貴族院デ説明サレテ居ル

所ニ依ルト、第二豫備金千五百万圓ノ支出ヘ、

内務、農林ノ當局カラ事務的ノ要求ガアッ

タカラ支出スルノデアルト言フガ、如何ニ

モ外ノ方デハ使ハナイデモ宜イト云フヤウ

ナ口吻ニ見エテ居ルガ、左様ナコトハナカ

ラウト私ハ思フガ、念ノ爲ニ一應文部大臣

ノ所見ヲ伺ヒタイ、之ニ對シテ松田文部大

臣ハ、マダソレハ確定ハ致シテ居リマセヌ

ケレドモ、第二豫備金ヲ使フコトニ付テハ、

閣議ノ決定事項トスルコトニナツテ居リマ

ス、其閣議決定ノ時ニ私ハ主張スル積リデア

リマス、斯ウ言ツタ答辯ガアリマシタ、次ニ

リマス、斯ウ言ツタ答辯ガアリマシタ、次ニ

又木村委員カラ、臨時補助金三百万圓減少  
ニ依テ生ズル町村ノ歲入減ハドウ處理サ

ニバ市町村ノ歲入減ハ、增稅カ、教員ノ誠

リカ、此ニツニ依ル外ハナイト思フガ、增

稅ヲヤラレル考カ、ソレトモ教員ノ誠首ヲ

ヤル考デアルカ、此質問ニ對シテ松田文部

大臣ハ、木村君ノ御質問ノヤウニナラヌヤ

ウニ、私ハ努力シテ見タイト思ツテ居リマ

スト、更ニ木村委員ハ、列席ヲサレテ居タ

大藏大臣ニ對シテ、大藏大臣ノ所見ヲ質サ

レタ、サウスルト高橋大藏大臣ハ、文部大

臣ガ實情ニ即シテ、已ムヲ得ヌコトガアレ

バソレハ考慮スル、處置スル御決心ガ文部

大臣ニモアルト思ヒマス、其邊デ御安心ニ

ナルヨリ仕方ガナイ、斯ウ云フ風ニ大藏大

臣ガ文部大臣ノ答辯ニ對シテ、裏書ヲサレ

タヤウニナツテ居リマス、去ル十四日質問ヲ

終リマシテ討論ニ入りマシテ、其際政友會

ノ木村委員カラ、只今朗讀スルヤウナ附帶

決議ヲ爲シテ、政府ノ案ニ賛成ノ意思ヲ表

示サレマシタ、附帶決議ヲ讀ミマス

ヲ講スヘシ

附帶決議

一 政府ハ昭和十一年度ニ於テ市町村ニ於

ケル尋常小學校費臨時國庫補助ノ減額

ニ因リ増稅、教職員ノ誠首、教員俸給

ノ不拂等ナカラシムルヤウ適當ノ措置

ヲ講スヘシ

○宮本雄一郎君登壇

只今上程セラレマシタ市

救濟シ義務教育ノ遂行ニ資スル處甚大

ナルモノアリ仍テ政府ハ昭和十一年度

以降ニ於テモ尙本法ヲ存續シ且其ノ豫

算ノ増額ヲ期スヘシ

是ガ附帶決議デアリマス、次デ民政黨ノ眞

鍋委員カラ、只今讀ミマシタ附帶決議ヲ矢張

認メラレテ、サウシテ矢張政府ノ原案ニ贊

成ト云フコトニナリマシテ可決致シマシタ

次ニ公立學校職員年功加俸國庫補助法中

改正法律案、此案ハ實業補習學校及青年訓

練所ヲ統合シテ青年學校トスルト共ニ、實

業補習學校教員養成所ヲ改メテ、青年學校

教員養成所トスルコトニナリマシタノデ、

公立學校職員年功加俸國庫補助法中、學校

ノ名稱ヲ改メル必要ガアルト云フノデアリ

マス、是ハ唯學校ノ名前ヲ變ヘルダケデア

リマシテ、極ク簡單ナモノデ、別ニ此處デ

御報告スルヤウナ質問モゴザイマセヌデシ

タ、此案ニ對シテノ討論ニ入ッテ、木村委員

眞鍋委員カラ、政友、民政ヲ代表シテ贊成ノ

意思表示ガアリ、採決ノ結果是モ満場一致

ヲ以テ可決致シマシタ、兩案ハ斯ノ如クシ

テ委員會ハ可決ニナリマシタカラ、左様御

承知ヲ願ヒマス(拍手)

○副議長(植原悅二郎君) 本案ニ對シテ討

論ノ通告ガアリマス、通告順ニ依ッテ討論

ヲ許シマス——宮本雄一郎君

(宮本雄一郎君登壇)

只今上程セラレマシタ市

町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正  
法律案ニ付キマシテ、委員長ノ報告ニ賛成  
ノ意見ヲ有シテ居ル者デアリマス、尙ホ附帶  
決議ハ最モ妥當緊要ナル事柄デアリマシテ、  
之ニ對シマシテモ亦同意デアリマス、是ヨ  
リ極メテ簡單ニ其趣旨ヲ申述ベタイト存ジ  
マス、尙ホ總理大臣ハ屢々本議場ニ於キマシ  
テ、地方財政ノ匡救ハ、其實情ニ即シテ之  
ヲ行フニ寄ナラズト申サレテ居リマス、此  
關係上、私ハ既ニ昭和十年度市町村小學校  
費豫算ノ決定セル實情ヲ申述ベマシテ、政  
府當局ニ希望セントスル者デアリマス

市町村ニ於ケル小學校費ハ年々增加致シ  
マシテ、其財政ニ及ボス影響ハ多大ナルモ  
ノガアリマス、最近學齡兒童ノ增加致シマ  
ス状況ハ、昭和六年度ニ於キマシテ、學齡  
兒童ハ一千二百八万二千二百五十三人デア  
リマス、昭和七年度ハ三十八万九千七十七  
人ヲ增加致シマシテ、即チ一千二百四十七  
万一千三百三十人ニナツテ居リマス、昭和八  
年度ハ更ニ二十九万一千四百十人ヲ增加致  
シマシテ、一千二百七十六万二千七百四十  
人ニナツテ居リマス、此學齡兒童ノ增加ニ伴  
ヒマシテ、隨テ學級ガ增加致シマスコトハ、  
小學校ノ經營上當然已ムヲ得ザルコトデア  
リマス、學級增加ニ伴ヒマシテ教員數ガ增  
加致シマスコトモ、亦當然デアリマシテ、  
昭和六年度小學校教員數一十三万六百五十  
二人ニ對シマシテ、昭和七年度ハ三千百十  
二人ヲ増シ、即チ二十三万三千七百六十四  
人ニナツテ居リマス、昭和八年度ハ更ニ六千

縣ヨリ其豫算ノ狀況ハ、内務省ニモ亦報告セラレルコトデアラウト存ジマス  
先づ市町村豫算ノ實情ヲ申シマスレバ、  
基本財産等ノ特別ナル歳入ノアル自治體ハ  
別ト致シマシテ、全國多クノ市町村ハ、歳  
入ニ増加スベキ科目ハナイノデアリマス、  
察口目下ノ經濟事情ヨリ致シマシテ、減額  
ヲセンケレバナラヌ實情デアリマス、歲出  
中、小學校費モ、學齡兒童ノ増加ニ依リマ  
シテ若干増加シ、殊ニ學級ノ増加スル市町  
村ニ於テ、一層ノ豫算編成難ヲ見テ居ルノ  
デアリマス、歲出豫算ノ小學校費ガ前年ト  
同様デアリマシテモ、臨時國庫補助金ノ三  
百万圓減額ハ、其補充ヲ増稅ニ求ムルヨリ  
外途ナタ、是等ハ何レ戸數割ノ增額ニ依ツ  
タモノガ多イノデアリマス、又市町村ニ依  
リマシテハ、役場吏員ノ年功加俸條例ヲ廢  
シ、又名譽職ノ報酬ヲ減ジタルモノ、學齡  
兒童ガ一學級ノ法定數ヲ超過スルモノ、數  
名ノ超過ニ於キマシテハ學級ノ增加ヲセナ  
イ方針ヲ採ッタモノモアリマス、又歲入ニ  
授業料ヲ計上致シマシテ、關係會議ガ之ニ  
反對致シマシテ、未ダ自治體ノ豫算ガ議決  
ニ至ラザル所モアリマス、是等ノ問題ニ對  
シマシテハ、自治體公民ノ大會ヲ開キマシ  
テ、會議ニ對シテ反對ヲ致シテ居ル所モア  
リマス、斯ル問題ガ原因トナリ、自治體ノ  
當局者ト公民トノ間ニ論争ヲスルガ如キコ  
トハ、自治體ノ發達ノ上ニモ甚ダ憂フベキ  
齡兒童ノ神經ニ刺戟ヲ與ヘルヤウナコトガ

アリト致シマスレバ、國民ノ基礎教育ノ上  
ニ又憂フベキ問題デアリマス、昭和十年度  
ノ市町村ノ豫算ハ、洵ニ慘澹タル有様デア  
リマシテ、文部大臣ハ増稅ハサセナイト申  
シテ居リマスガ、實情ハ既ニ豫算編成ニ現  
ヲセンケレバナラヌ實情デアリマス、歲出  
中、小學校費モ、學齡兒童ノ増加ニ依リマ  
シテ若干増加シ、殊ニ學級ノ増加スル市町  
村ニ於テ、一層ノ豫算編成難ヲ見テ居ルノ  
デアリマス、歲出豫算ノ小學校費ガ前年ト  
同様デアリマシテモ、臨時國庫補助金ノ三  
百万圓減額ハ、其補充ヲ増稅ニ求ムルヨリ  
外途ナタ、是等ハ何レ戸數割ノ増額ニ依ツ  
タモノガ多イノデアリマス、又市町村ニ依  
リマシテハ、役場吏員ノ年功加俸條例ヲ廢  
シ、又名譽職ノ報酬ヲ減ジタルモノ、學齡  
兒童ガ一學級ノ法定數ヲ超過スルモノ、數  
名ノ超過ニ於キマシテハ學級ノ增加ヲセナ  
イ方針ヲ採ッタモノモアリマス、又歲入ニ  
授業料ヲ計上致シマシテ、關係會議ガ之ニ  
反對致シマシテ、未ダ自治體ノ豫算ガ議決  
ニ至ラザル所モアリマス、是等ノ問題ニ對  
シマシテハ、自治體公民ノ大會ヲ開キマシ  
テ、會議ニ對シテ反對ヲ致シテ居ル所モア  
リマス、斯ル問題ガ原因トナリ、自治體ノ  
當局者ト公民トノ間ニ論争ヲスルガ如キコ  
トハ、自治體ノ發達ノ上ニモ甚ダ憂フベキ  
齡兒童ノ神經ニ刺戟ヲ與ヘルヤウナコトガ

アリト致シマスレバ、國民ノ基礎教育ノ上  
ニ又憂フベキ問題デアリマス、昭和十年度  
ノ市町村ノ豫算ハ、洵ニ慘澹タル有様デア  
リマシテ、文部大臣ハ増稅ハサセナイト申  
シテ居リマスガ、實情ハ既ニ豫算編成ニ現  
ヲセンケレバナラヌ實情デアリマス、歲出  
中、小學校費モ、學齡兒童ノ増加ニ依リマ  
シテ若干増加シ、殊ニ學級ノ増加スル市町  
村ニ於テ、一層ノ豫算編成難ヲ見テ居ルノ  
デアリマス、歲出豫算ノ小學校費ガ前年ト  
同様デアリマシテモ、臨時國庫補助金ノ三  
百万圓減額ハ、其補充ヲ増稅ニ求ムルヨリ  
外途ナタ、是等ハ何レ戸數割ノ増額ニ依ツ  
タモノガ多イノデアリマス、又市町村ニ依  
リマシテハ、役場吏員ノ年功加俸條例ヲ廢  
シ、又名譽職ノ報酬ヲ減ジタルモノ、學齡  
兒童ガ一學級ノ法定數ヲ超過スルモノ、數  
名ノ超過ニ於キマシテハ學級ノ增加ヲセナ  
イ方針ヲ採ッタモノモアリマス、又歲入ニ  
授業料ヲ計上致シマシテ、關係會議ガ之ニ  
反對致シマシテ、未ダ自治體ノ豫算ガ議決  
ニ至ラザル所モアリマス、是等ノ問題ニ對  
シマシテハ、自治體公民ノ大會ヲ開キマシ  
テ、會議ニ對シテ反對ヲ致シテ居ル所モア  
リマス、斯ル問題ガ原因トナリ、自治體ノ  
當局者ト公民トノ間ニ論争ヲスルガ如キコ  
トハ、自治體ノ發達ノ上ニモ甚ダ憂フベキ  
齡兒童ノ神經ニ刺戟ヲ與ヘルヤウナコトガ

アリト致シマスレバ、國民ノ基礎教育ノ上  
ニ又憂フベキ問題デアリマス、昭和十年度  
ノ市町村ノ豫算ハ、洵ニ慘澹タル有様デア  
リマシテ、文部大臣ハ増稅ハサセナイト申  
シテ居リマスガ、實情ハ既ニ豫算編成ニ現  
ヲセンケレバナラヌ實情デアリマス、歲出  
中、小學校費モ、學齡兒童ノ増加ニ依リマ  
シテ若干増加シ、殊ニ學級ノ増加スル市町  
村ニ於テ、一層ノ豫算編成難ヲ見テ居ルノ  
デアリマス、歲出豫算ノ小學校費ガ前年ト  
同様デアリマシテモ、臨時國庫補助金ノ三  
百万圓減額ハ、其補充ヲ増稅ニ求ムルヨリ  
外途ナタ、是等ハ何レ戸數割ノ増額ニ依ツ  
タモノガ多イノデアリマス、又市町村ニ依  
リマシテハ、役場吏員ノ年功加俸條例ヲ廢  
シ、又名譽職ノ報酬ヲ減ジタルモノ、學齡  
兒童ガ一學級ノ法定數ヲ超過スルモノ、數  
名ノ超過ニ於キマシテハ學級ノ增加ヲセナ  
イ方針ヲ採ッタモノモアリマス、又歲入ニ  
授業料ヲ計上致シマシテ、關係會議ガ之ニ  
反對致シマシテ、未ダ自治體ノ豫算ガ議決  
ニ至ラザル所モアリマス、是等ノ問題ニ對  
シマシテハ、自治體公民ノ大會ヲ開キマシ  
テ、會議ニ對シテ反對ヲ致シテ居ル所モア  
リマス、斯ル問題ガ原因トナリ、自治體ノ  
當局者ト公民トノ間ニ論争ヲスルガ如キコ  
トハ、自治體ノ發達ノ上ニモ甚ダ憂フベキ  
齡兒童ノ神經ニ刺戟ヲ與ヘルヤウナコトガ

アリト致シマスレバ、國民ノ基礎教育ノ上  
ニ又憂フベキ問題デアリマス、昭和十年度  
ノ市町村ノ豫算ハ、洵ニ慘澹タル有様デア  
リマシテ、文部大臣ハ増稅ハサセナイト申  
シテ居リマスガ、實情ハ既ニ豫算編成ニ現  
ヲセンケレバナラヌ實情デアリマス、歲出  
中、小學校費モ、學齡兒童ノ増加ニ依リマ  
シテ若干増加シ、殊ニ學級ノ増加スル市町  
村ニ於テ、一層ノ豫算編成難ヲ見テ居ルノ  
デアリマス、歲出豫算ノ小學校費ガ前年ト  
同様デアリマシテモ、臨時國庫補助金ノ三  
百万圓減額ハ、其補充ヲ増稅ニ求ムルヨリ  
外途ナタ、是等ハ何レ戸數割ノ増額ニ依ツ  
タモノガ多イノデアリマス、又市町村ニ依  
リマシテハ、役場吏員ノ年功加俸條例ヲ廢  
シ、又名譽職ノ報酬ヲ減ジタルモノ、學齡  
兒童ガ一學級ノ法定數ヲ超過スルモノ、數  
名ノ超過ニ於キマシテハ學級ノ增加ヲセナ  
イ方針ヲ採ッタモノモアリマス、又歲入ニ  
授業料ヲ計上致シマシテ、關係會議ガ之ニ  
反對致シマシテ、未ダ自治體ノ豫算ガ議決  
ニ至ラザル所モアリマス、是等ノ問題ニ對  
シマシテハ、自治體公民ノ大會ヲ開キマシ  
テ、會議ニ對シテ反對ヲ致シテ居ル所モア  
リマス、斯ル問題ガ原因トナリ、自治體ノ  
當局者ト公民トノ間ニ論争ヲスルガ如キコ  
トハ、自治體ノ發達ノ上ニモ甚ダ憂フベキ  
齡兒童ノ神經ニ刺戟ヲ與ヘルヤウナコトガ

リマシテ、吾々ノ見ル所ニ依リマスレバ此種ノ、即チ我ガ民政黨ガ多年唱ヘテ居ル教育費ノ國庫補助デアルトカ、或ハ地方財政調整交付金、此種ノ制度ガ地方ノ爲ニハ最モ適切ニシテ、又有利デアルト云フコトヲ確信スル者デアリマス、之ヲ實例ニ徵シマシテモ、曩ニ吾々ガ協賛ヲ與ヘタ六億ニ近イ所ノ時局對策匡救費ト云フモノ、申ニ付キマシテモ、此千二百万圓ト云フ尋常小學校ノ補助費ノ如キハ、最モ效果ヲ擧ゲタルツデアルト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、申ス迄モナク農村商工各方面ニ於キマシテ、時局對策ノ匡救費ヲ分ケテ貰ッテ、相当地方ガ是爲ニ利益ヲ得タト云フコトハ、是ハ私モ否ムコトガ出來ナイ事實デアルト思フ、ノデアリマスケレドモ、是等ノ時局對策ノ費用ノ使ヒ方ニ付キマシテハ、吾々カラ見レバ甚ダ濫費ニ屬シ、或ハ利益ガ甚ダ少カツタ云フヤウナモノモ、必シモ少クナイノデアリマス、御承知ノ如ク此所謂時局對策匡救費ト云フモノハ、成ベク普及スルヤウニ、又勞力ニ與ヘル所ノ質銀トシテ、之ヲ拂ヒタイト云フノガ趣旨デアリマスカラ、色々ナ事業ヲ起シタト云フコトモ、是ハ已ムヲ得ザル結果デアリマセウ、併ナガテハ、地方團體ガ色々ノ部門ニ分レ、是ハ今日地方財政カラ言ヒマシテモ、亦地方各方面ノ社會組織カラ言ヒマシテモ非常ナ私ハ大問題デアルト考ヘマスルガ、此教育ニ付キマシテモ、今日殆ド教育費ノ爲ニ市町

村ハ非常ナ窮状ニ立ツテ居ル、殊ニ農村、即チ都會ヨリモ地方農村ガ、其點ニ於テ甚ダシイト云フコトハ、是ハ實際デアルノデアリマス、而シテ今日農村ノ狀況ヲ見レバ、幾多ノ市町村以外ノ團體ガ、或ハ農會トカ、產業組合トカ、耕地整理組合トカ、其種ノ幾多ノ公法人或ハ私法人ガアリマシテ、是ガ地方ノ經濟組織ニ付テ、非常ナル錯綜シタ關係ニナツテ居リマス、私ハ先般地方財政調整交付金ノ委員會ニ於キマシテモ、總理大臣及大藏大臣ニ對シテ、此今日ノ地方ヲ救フ最モ有利ナル方法ハ、農村ヲ單純化スルコトデアル、今日ノ農村ハ幾多ノ公法人——內務省ニ之ヲ調ベテ貰ヒマシク所ガ、二十二バカリ法人ノ團體ガアル、此種ノ團體ハ内務大臣ノ監督モ受ケテ居ナイ、又其主務省ト云フモノハ、單ニ事業ヲ獎勵シ、費用ヲ徵收スルコトガ主タル目的デアッテ、其財政ヲ監督スルト云フコトニ付テハ、全然之ヲ放任シテ居リマス、私ハ總理大臣ニ對シテ、果シテ是等ノ放任サレタル所ノ各種團體ノ監督權ハ、何レニアルカト云フコトヲ質問致シマシタ所ガ、法制局長官及内務大臣ノ説明ニ依レバ、從來是等ニ付テハ財政上ノ監督權ハ、何レニアルカト云フコトヲ質問致シマシタ所ガ、法制局長官アル、監督權ハ恐クハ各主務官廳ニアル

テ、云フ答辯デアリマシタ、私ハソレニ對シテハ、地方局ノ官制ノ中ニ、府縣市町村公共組合ノ財政及經濟ニ關スル事項ト云フノガアルデヤナカ、是等ヲ利用シテ、今少シク内務省ガ立入ツテ、此種ノ團體ハ非常ニ複雜デアッテ、又都會地ニ於テモノノマデモ入レバ、今日地方農村ノ組織ガ非常ニ負擔金、組合費等ヲ加ヘタナラハ何等ナイ所ノ會費、或ハ負擔金、其他組合費ト云フモノノ地方ガ納メテ居リマシテ、今日都會ト地方ノ租稅公課ノ負擔ガ、甚ダ不公平ニナツテ居ルノデアリマスルガ、是ハ其一部デアル、租稅公課以外ニ於キマシテモ、農林、商工等ノ事業ニ於キマシテハ、補助金ノ額ニ應ジタル利益ガ、果シテアルヤ否ヤト云フコトノ疑アルモノガ澤山アルノデアリマス、サウ云フコトヲケル此種ノ負擔金、組合費等ヲ加ヘタナラバ、今日都會ト地方ノ人々ノ負擔ト云フモノハ、非常ナ差ガアルト云フコトヲ私ハ痛感スルノデアリマス、斯ウ云フヤウナコトヲ考ヘマスレバ、今日色々ナ輔助金、助成

マス、又只今例ニ舉ガ、又吾々ガ地方財政調整ノハ、眞ニ是ハ僅カ三年間ノ補助デアリマシタ、併ナガラ之ヲ他ノ補助費ニ較少額ノ負擔ヲシテ居ル、又其事業ハ中央、地方ヲ通ジテ、各省各課各局ノ分捕ニナツテ多額ノ負擔ヲシテ居ル、又其事業ハ中央、地方トシテハ自己ノ負擔ニ相應シナイニ、地方トシテハ自己ノ負擔ニ相應シナイ、又其事業ハ三年間ノ此時局ニ對スル補助費ニ依ツテヤッタノデアリマシテ、途中デ道路ガチヨン切ラレテ何等用ヲシナイ、澤山ナ潰レ地ヲ出シテ、農耕地ヲ是ガ爲ニ費シナガラ、殆ド其效果ガナイト云フノガ相當アリマスルシ、マア其他、土木事業以外ニ於キマシテモ、農林、商工等ノ事業ニ於キマシテハ、補助金ノ額ニ應ジタル利益ガ、果シテアルヤ否ヤト云フコトノ疑アルモノガ澤山アルノデアリマス、サウ云フコトヲ考ヘマスレバ、或ハ所謂勞力ニ對スル報酬トシテ、之ヲ配ル譯ニハ行カナイカモ知レマセヌケレドモ、只今議題ニナツテ居ル所ノ、小學校費ニ對スル國庫補助ノ如キハ、最モ適切ナル方法デアルト信ズルノデアリ

交付金法案ヲ出シタ點ニ付キマシテ、即チ今日ノ財政状態カラ見テ、吾々ハ何が故ニ本案ニ附帶決議ヲ附ケ、又地方財政調整交付金ニ付テ提案致シタカト云フコトニ付テモ、要スルニサウ云フ點ニアルノデアリマス、即チ將來市町村ノ財政ノ窮乏ヲ救フ爲ニハ、國家トシテドウジテモ考ヘテ行カナクチヤナラヌ問題デアル、故ニ吾々ハ本案ニ付キマシテモ、其附帶決議ニ於ケル財源ニ付テハ、曩ニ大藏大臣ハ安心セヨト云フコトヲ申サレタノデアリマシテ、必ズ大藏大臣トシテモ相當ナル成算ガアルダラウト思ヒマス、又文部大臣モ責任ヲ以テ善處スルト言ツテ居リマスカラシテ、文部、大藏兩當局ニ對シテ、十分ナル信頼ヲ以テ、財政ノ方面ニ於テモ、財源ヲ得ルコトニ努力セラレンコトヲ希望スルノデアリマス、又私ハ先日大藏大臣ニ註文シテ置キマシタガ、ソレハ若シ大藏大臣ガ、財政上到底財源ガナイト云フナラバ、從來ノモノニ付テ考ヘタラ宜カラウ、即チ或ハ地方財政調整交付金ト言ヒ、是等ノモノハ地方財政ヲ救フ上ニ於テ最モ良イモノデアリ、又最モ公平ニ國家ノ國費ヲ分配スル所ノ方法デアルカラシテ、是等ニ付テ先づ考フベキデアル、隨テ大藏大臣ガ、若シ到底財政上餘裕ガナイト云フコトヲ言フナラバ、ドウカ補助金或ハ助成金ト云フモノニ對シテ整理ヲ與ヘテ貰ヒタイ、補助金ノ費途ニ付テハ相當弊害ガアル、先ニ御話シタ如ク、必シモ補助金ノ額ニ應ジタル所ノ

利益ヲ擧ゲ得ルヤ否ヤト云フコトヲ疑フベキ事業ガ澤山アリマス、是等ハ又一方ニ於テハ、ソレガ爲ニ市町村財政ヲ益、涸渴サセニハ、國家トシテドウジテモ考ヘテ行カナクチヤナラヌ問題デアル、故ニ吾々ハ本案ニ付キマシテモ、其附帶決議ニ於ケル財源ニ付テハ、曩ニ大藏大臣ハ安心セヨト云フコトヲ申サレタノデアリマシテ、必ズ大藏大臣トシテモ相當ナル成算ガアルダラウト思ヒマス、又文部大臣モ責任ヲ以テ善處スル統制組合ノ如キニ、米穀業者ガ反対スルノモ其一つデアリマス、産業組合ト云フ特權ヲ有シテ居ル公法人ガ、私人ト競争シテハ敵ハナイト云フノガ、彼等ノ一つノ惱ミデアッテ、此種ノ惱ミハ——今日幾多濫設サレテ居ル所ノ公法人ニ對シテハ、相當國家トシテ此制度ニ付テ考ヘル必要ガアルト思フ、吾々ハサウ云フ點ニ付テ大藏大臣ガ、到底財政上財源ニ餘裕ガナイ際ニ於テハ、補助金ノ整理ヲヤツカラ宜カラウト云フコトヲ進言シクノデアリマス、大藏大臣モ其點ニ付テハ、内閣審議會ニ付議シテ相當研究ショウトハ、是ハ一般ニ議論ガナインオデアリマス、既ニ本委員會ニ於キマシテモ、内務、文部兩大臣モ之ヲ認メテ居リマス、隨テ此善後メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キニ決シ通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○青木雷三郎君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第二讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ御異議アリマセヌカ  
○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ  
○副議長(植原悅二郎君) 是ニテ討論ハ終リマシタ、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ  
○副議長(植原悅二郎君) 是ニテ散會致シマス  
○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス  
○副議長(植原悅二郎君) 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會致シマス  
○副議長(植原悅二郎君) 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會致シマス  
○副議長(植原悅二郎君) 青木君提出ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
○副議長(植原悅二郎君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)  
○青木雷三郎君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレントヲ望ミマス  
○副議長(植原悅二郎君) 青木君提出ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
○副議長(植原悅二郎君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)  
○副議長(植原悅二郎君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

衆議院議事速記録第二十六號					
中正誤		正誤		行段頁	
五六七	一	一九	件シ	一	九
五九五	二	一三	我執	二	一三
五九五	三	一	時期デ	三	一
五九七	二	二〇	最ヲ	二	二〇
衆議院議事速記録第二十七號					
中正誤		正誤		行段頁	
六一四	二	六	ニ於ケル各種ノ工事ノ下ニ	六	一四二六

